

	団体名	団体名(カナ)	条例名	該当条項	概要	飛行が制限される場所	問い合わせ先	条例等のリンク
1	愛知県	アイチケン	愛知県都市公園条例	第3条	都市公園においては、ドローンの飛行は禁止(第9号「他の利用者に危険を及ぼす恐れのある行為をすること」に該当)	都市公園内	052-954-6525(ダイヤルイン) koen@pref.aichi.lg.jp 都市整備局 都市基盤部 公園緑地課	<a href="https://www3-reikin.net/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi">https://www3-reikin.net/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi</a>
2	愛知県	アイチケン	愛知県観光施設条例	第七条	利用者への安全を確保するため、無秩序なドローンの飛行は禁止する。(「施設の秩序を乱すような行為」に該当)	自然公園施設	052-954-6227 shizen@pref.aichi.lg.jp 環境局 環境政策部 自然環境課	<a href="https://www3-reikin.net/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi">https://www3-reikin.net/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi</a>
3	愛知県	アイチケン	弥富野鳥園条例	第三条	野鳥やその生息地保全のため、ドローンの飛行は禁止する。(ただし、学術研究及び調査を目的とした飛行等、県が認める場合を除く。)(「野鳥園の秩序を乱すような行為」に該当)	弥富野鳥園施設内 (敷地面積:約36ha)	052-954-6230 shizen@pref.aichi.lg.jp 環境局 環境政策部 自然環境課	<a href="https://www3-reikin.net/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi">https://www3-reikin.net/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi</a>
4	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市公民館条例	第5条第4号	「管理上支障があると認めるとき」に該当	あま市七宝公民館 あま市美和公民館 あま市甚目寺公民館	052-442-2261 (あま市生涯学習課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000237.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000237.html</a>
5	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市歴史民俗資料館条例	第4条第4号	「その他あま市教育委員会が支障があると認めた者」に該当。	美和歴史民俗資料館 甚目寺歴史民俗資料館	052-442-2261 (あま市生涯学習課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000256.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000256.html</a>
6	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市七宝焼アートヴィレッジ条例	第5条第2号	「管理又は運営上支障があると認めるとき」に該当。	あま市七宝焼アートヴィレッジ	052-443-7588	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000482.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000482.html</a>
7	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市正則コミュニティセンター条例	第9条第3号	「センターの管理上やむを得ない理由があるとき」に該当。	あま市正則コミュニティセンター	052-444-1712 (あま市企画政策課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000045.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000045.html</a>
8	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市美和情報ふれあいセンター条例	第9条第3号	「センターの管理上やむを得ない理由があるとき」に該当。	あま市美和情報ふれあいセンター	052-444-1712 (あま市企画政策課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000047.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000047.html</a>
9	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市篠田防災コミュニティセンター条例	第9条第3号	「センターの管理上やむを得ない理由があるとき」に該当。	あま市篠田防災コミュニティセンター	052-444-1712 (あま市企画政策課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000057.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000057.html</a>
10	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市コミュニティプラザ萱津条例	第8条第3号	「管理上支障があると認めるとき」に該当。	あま市コミュニティプラザ萱津	052-444-3132 (あま市環境衛生課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000651.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000651.html</a>
11	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市コミュニティ防災センター条例	第3条第2項	「コミュニティ防災センターの利用が適当でないと認めるとき」に該当。	あま市下萱津コミュニティ防災センター あま市坂牧コミュニティ防災センター あま市上萱津コミュニティ防災センター	052-444-0862 (あま市安全安心課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000055.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000055.html</a>
12	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市文化の杜条例	第15条第2項	「公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき」に該当。	あま市美和文化会館 あま市美和図書館 あま市美和ふれあいの森	052-449-1114	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000239.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000239.html</a>
13	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市産業会館条例	第4条第3号	「産業会館の管理上支障があると認められるとき」に該当。	あま市七宝産業会館 あま市甚目寺産業会館	052-441-7114 (あま市産業振興課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000478.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000478.html</a>
14	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市児童館条例	第7条第3号	「管理上支障があると認めるとき」に該当。	あま市七宝児童館 あま市美和児童館 あま市甚目寺南児童館 あま市甚目寺北児童館 あま市甚目寺中央児童館 あま市甚目寺西児童館	052-444-3173 (あま市子育て支援課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000308.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000308.html</a>

15	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市体育施設条例	第4条第1項	「管理上支障があると認めるとき」に該当。	七宝総合体育館 甚目寺総合体育館 七宝グラウンド 七宝鷹居グラウンド 美和グラウンド 蜂須賀グラウンド 森グラウンド 森遊水地グラウンド 七宝テニスコート 美和テニスコート 甚目寺テニスコート 川部ゲートボール場 宝ゲートボール場 美和ゲートボール場 西合宿ゲートボール場	052-441-5001 (あま市スポーツ課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000247.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000247.html</a>
16	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市保健センター条例	第5条第3号	「管理上必要な指示に反する行為」に該当。	あま市七宝保健センター あま市美和保健センター あま市甚目寺保健センター	052-443-0005 (あま市健康推進課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000433.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000433.html</a>
17	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市美和総合福祉センターすみれの里条例	第11条第3号	「管理上支障があると認めるとき」に該当。	あま市美和総合福祉センターすみれの里	052-444-3141 (あま市高齢福祉課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000937.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000937.html</a>
18	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市七宝総合福祉センター条例	第11条第3号	「管理上支障があると認めるとき」に該当。	あま市七宝総合福祉センター	052-444-3141 (あま市高齢福祉課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000935.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000935.html</a>
19	愛知県あま市	アイチケンアマシ	あま市甚目寺老人福祉センター条例	第8条第3号	「管理上支障があるとき」に該当。	あま市甚目寺老人福祉センター	052-444-3141 (あま市高齢福祉課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000337.html">https://www1.g-reiki.net/ama/reiki_honbun/r386RG00000337.html</a>
20	愛知県岡崎市	アイチケンオカザキシ	岡崎市中央総合公園スポーツ施設条例	第4条、第6条	ドローンを飛ばす行為は、操縦不能等により、第三者への危険並びに施設の破損が考えられるため、禁止。ただし、屋外の施設については、市長の承認を受ければ可。	岡崎中央総合公園	0564-23-6531 sports@city.okazaki.lg.jp (岡崎市スポーツ振興課)	<a href="http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00000494.html">http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00000494.html</a>
21	愛知県岡崎市	アイチケンオカザキシ	岡崎市スポーツ施設条例	第6条	ドローンを飛ばす行為は、操縦不能等により、第三者への危険並びに施設の破損が考えられるため、禁止。	岡崎市スポーツ施設	0564-23-6531 sports@city.okazaki.lg.jp (岡崎市スポーツ振興課)	<a href="http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00001039.html">http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00001039.html</a>
22	愛知県岡崎市	アイチケンオカザキシ	岡崎市農業者体育センター条例	第8条	ドローンを飛ばす行為は、操縦不能等により、第三者への危険並びに施設の破損が考えられるため、禁止。	岡崎市農業者体育センター	0564-23-6531 sports@city.okazaki.lg.jp (岡崎市スポーツ振興課)	<a href="http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00000455.html">http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00000455.html</a>
23	愛知県岡崎市	アイチケンオカザキシ	岡崎市形埜体育館条例	第5条	ドローンを飛ばす行為は、操縦不能等により、第三者への危険並びに施設の破損が考えられるため、禁止。	岡崎市形埜体育館	0564-23-6531 sports@city.okazaki.lg.jp (岡崎市スポーツ振興課)	<a href="http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00000732.html">http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00000732.html</a>
24	愛知県岡崎市	アイチケンオカザキシ	岡崎市都市公園条例	第3条第1項第2号、第5条第10号	公園内で映画等を撮影する場合は、事前に申請を行い小型無人飛行機(ドローン等)の使用について、許可が必要。 公園等で小型無人飛行機(ドローン等)を飛ばす行為は、操縦不能等により第三者への危険並びに公園施設や近隣住宅への破損も考えられるため、原則禁止。	・岡崎公園 ・南公園 ・岡崎中央総合公園 ・村積山自然公園(奥殿陣屋) ・乙川河川緑地等	0564-23-6257 koen@city.okazaki.lg.jp (岡崎市公園緑地課)	(条例) <a href="http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00000492.html">http://webho.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_honbun/i504RG00000492.html</a> (HP) <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/faq/005/162/p024564.html">https://www.city.okazaki.lg.jp/faq/005/162/p024564.html</a>
25	愛知県刈谷市	アイチケンカリヤシ	刈谷市都市公園条例	第6条第10号	都市公園において、危険のおそれのある行為を禁止。【例外なし】	・刈谷市総合運動公園 ・亀城公園 ・洲原公園 ・岩ヶ池公園 ・猿渡公園 等	0566-62-1023 kouen@city.kariya.lg.jp (刈谷市公園緑地課)	<a href="http://www3.e-reikin.net/kariya/reikis/hu/H337901010005/H37901010005.html">http://www3.e-reikin.net/kariya/reikis/hu/H337901010005/H37901010005.html</a>

26	愛知県小牧市	アイチケンコマキシ	小牧市自転車等の放置の防止等に関する条例	第12条	禁止行為に該当。ただし、自転車等駐車場の利用者及び自転車等に被害が及ばないこと、また、施設管理上支障がないことが明らかな場合については、ドローン飛行の必要性などを踏まえて飛行の可否を判断。	市営自転車等駐車場 ・小牧口駅 ・小牧原駅 ・小牧駅南 ・小牧駅北 ・味岡駅 他6箇所	(0568)76-1138 toshiseibi@city.komaki.lg.jp 小牧市都市整備課	<a href="http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/shisei/ivohokokai/16686.html">http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/shisei/ivohokokai/16686.html</a>
27	愛知県小牧市	アイチケンコマキシ	小牧市駐車場の設置及び管理に関する条例	第12条	禁止行為に該当。ただし、平面式の浦田駐車場に限り、駐車場の利用者及び自動車等に被害が及ばないこと、また、施設管理上支障がないことが明らかな場合については、ドローン飛行の必要性などを踏まえて飛行の可否を判断。	小牧駅地下駐車場 ラピオ地下駐車場 浦田駐車場	(0568)76-1157 toshiseibi@city.komaki.lg.jp 小牧市都市整備課	<a href="http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/shisei/ivohokokai/16686.html">http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/shisei/ivohokokai/16686.html</a>
28	愛知県小牧市	アイチケンコマキシ	小牧市都市公園条例	第4条	(愛知県都市公園条例の行為の禁止規定に準じ、都市公園における禁止行為を規定。ドローンの使用は「他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること」に該当)	全ての都市公園	(0568)76-1191 kouen@city.komaki.lg.jp (小牧市みどり公園課)	<a href="https://krt600.legal-square.com/HAS=Shohin/isp/SVDocuementView">https://krt600.legal-square.com/HAS=Shohin/isp/SVDocuementView</a>
29	愛知県知多市	アイチケンチタシ	知多市都市公園条例	第5条	都市公園において市長の許可を得た場合を除きドローンの飛行を禁止(「危険のおそれのある行為をすること。」に該当)	都市公園	・0562-36-2673 * midori@city.chita.lg.jp	<a href="https://www.city.chita.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/e400RG00000261.html">https://www.city.chita.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/e400RG00000261.html</a>
30	愛知県知多市	アイチケンチタシ	知多市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例	第8条	屋外体育施設の設置目的に該当しないため、原則禁止。スポーツ関連であっても管理上問題がない場合を除き禁止。(近隣に住宅等があるため「管理上支障があるとき」に該当)	屋外体育施設	・0562-33-3362 * sports@city.chita.lg.jp	<a href="https://www.city.chita.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/e400RG00000519.html">https://www.city.chita.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/e400RG00000519.html</a>
31	愛知県津島市	アイチケンツシマシ	津島市都市公園条例	第6条	市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。	天王川公園 東公園 等	0567-55-9687 toshiseibi@city.tsushima.lg.jp (津島市都市整備課)	<a href="http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrJbF01/init?ictcd=8A858330B2&amp;houcd=H362901010010&amp;no=10&amp;totalCount=17&amp;fromJsp=SrMi">http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrJbF01/init?ictcd=8A858330B2&amp;houcd=H362901010010&amp;no=10&amp;totalCount=17&amp;fromJsp=SrMi</a>
32	愛知県豊橋市	アイチケントヨハシ	豊橋市都市公園条例	第3条	都市公園の利用に支障を及ぼす行為に該当するため、都市公園において、ドローンの飛行は原則禁止。	都市公園 <a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/37395.htm">https://www.city.toyohashi.lg.jp/37395.htm</a>	0532-51-2650 koenryokuchi@city.toyohashi.lg.jp (豊橋市公園緑地課)	<a href="https://www10.legal-square.com/HAS=Shohin/isp/SVDocuementView">https://www10.legal-square.com/HAS=Shohin/isp/SVDocuementView</a>
33	青森県五所川原市	アオモリケンゴショガワラシ	五所川原市牧野設置条例	第3条	牧野を使用することができる者は、原則として市民で家畜を飼養する者としており、ドローンの飛行を目的とした使用を認めない。【例外なし】	第2条に規定する五所川原市牧野全域	0173-35-2111 nousei@city.goshogawara.lg.jp (経済部農林水産課)	<a href="http://www.city.goshogawara.lg.jp/reikishu/H417901010151/H417901010151.html">http://www.city.goshogawara.lg.jp/reikishu/H417901010151/H417901010151.html</a>
34	青森県五所川原市	アオモリケンゴショガワラシ	五所川原市都市公園設置条例	第6条第10号	都市公園においてドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が特別の場合があると認める場合は飛行させることが可能。	第2条に規定する都市公園全域	0173-35-2111 kouen@city.goshogawara.lg.jp (建設部公園管理課)	<a href="http://www.city.goshogawara.lg.jp/reikishu/H417901010178/H417901010178.html">http://www.city.goshogawara.lg.jp/reikishu/H417901010178/H417901010178.html</a>
35	青森県五所川原市	アオモリケンゴショガワラシ	五所川原市芦野公園設置条例	第4条第9号	芦野公園においてドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が特別の場合があると認める場合は飛行させることが可能。	第2条に規定する芦野公園全域	0173-35-2111 kouen@city.goshogawara.lg.jp (建設部公園管理課)	<a href="http://www.city.goshogawara.lg.jp/reikishu/H423901010011/H423901010011.html">http://www.city.goshogawara.lg.jp/reikishu/H423901010011/H423901010011.html</a>
36	青森県五所川原市	アオモリケンゴショガワラシ	五所川原市農村等公園設置条例	第4条第2号及び第3号	農村等公園においてドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が特別の場合があると認める場合は飛行させることが可能。	第2条に規定する農村等公園全域	0173-35-2111 kouen@city.goshogawara.lg.jp (建設部公園管理課)	<a href="http://www.city.goshogawara.lg.jp/reikishu/H417901010143/H417901010143.html">http://www.city.goshogawara.lg.jp/reikishu/H417901010143/H417901010143.html</a>

37	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市防災コミュニティセンター条例	<p>第4条第1項</p> <p>第5条第1項第2号、第4号</p>	<p>富奥防災コミュニティセンターにおいて、ドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>第5条第1項第2号 富奥防災コミュニティセンターにおいて、ドローンの飛行が防災センターの建物、施設設備等(附属備品を含む。以下同じ。)を毀損するおそれがあると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第5条第1項第4号 富奥防災コミュニティセンターにおいて、ドローンの飛行が防災センターの管理運営上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。</p>	野々市市富奥防災コミュニティセンター	<p>電話 076-227-6116</p> <p>メールアドレス shougai@city.nonoichi.lg.jp (野々市市生涯学習課)</p>	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000340.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000340.html</a>
38	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市立学校施設使用料条例	<p>第2条第1項</p> <p>第2条第1項第1号、第3号、第4号</p>	<p>第2条第1項 野々市市が設置する学校施設を使用し、ドローンを飛行させようとする者はあらかじめ教育委員会の使用許可を受けなければならない。</p> <p>第2条第1項第1号 野々市市が設置する学校施設において、ドローンの飛行が学校教育上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第2条第1項第3号 野々市市が設置する学校施設において、ドローンの飛行により施設、附属設備等を破損するおそれがあると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第2条第1項第4号 野々市市が設置する学校施設において、ドローンの飛行に使用させることが適当でないと認められる場合は、使用を許可しない。</p>	<p>野々市市立小中学校(7校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野々市小学校</li> <li>・御園小学校</li> <li>・菅原小学校</li> <li>・富陽小学校</li> <li>・館野小学校</li> <li>・野々市中学校</li> <li>・布水中学校</li> </ul>	<p>電話 076-227-6113</p> <p>メールアドレス kyouiku_soumu@city.nonoichi.lg.jp (野々市市 教育総務課)</p>	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000311.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000311.html</a>
39	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市公民館条例	<p>第4条第1項</p> <p>第4条第1項第2号、第3号、第4号</p>	<p>第4条第1項 公民館において、ドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>第4条第1項第2号 公民館において、ドローンの飛行が建物、附属設備等を破損するおそれがあると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第4条第1項第3号 民館において、ドローンの飛行が管理上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第4条第1項第4号 公民館において、ドローンの飛行に使用させることが適当でないと認められる場合は、使用を許可しない。</p>	<p>にぎわいの里のいち カミーン</p> <p>野々市市野々市公民館 野々市市富奥公民館 野々市市郷公民館 野々市市押野公民館</p>	<p>電話 076-227-6116</p> <p>メールアドレス shougai@city.nonoichi.lg.jp (野々市市生涯学習課)</p>	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000312.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000312.html</a>

40	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市民学習センター条例	<p>第6条第1項</p> <p>第8条第1項第4号、第5号、第6号</p>	<p>第6条第1項 学びの杜ののいち カレードにおいて、ドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ市長又は指定管理者の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>第8条第1項第4号 学びの杜ののいち カレードにおいて、ドローンの飛行が、他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第8条第1項第5号 学びの杜ののいち カレードにおいて、ドローンの飛行が、管理運営上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第8条第1項第6号 学びの杜ののいち カレードを、ドローンの飛行に使用させることが適当でない認められる場合は、使用を許可しない。</p>	<p>学びの杜ののいち カレード</p>	<p>電話 076-227-6116</p> <p>メールアドレス shougai@city.nonoichi.lg.jp (野々市市生涯学習課)</p>	<p><a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000567.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000567.html</a></p>
41	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市郷土資料館条例	<p>第6条第1項第1号、第2号、第3号</p>	<p>第6条第1項第1号 郷土資料館の施設において、ドローンの飛行により他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>第6条第1項第2号 郷土資料館の施設において、ドローンの飛行により資料館の施設、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる場合、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>第6条第1項第3号 郷土資料館の施設において、ドローンを飛行させようとする者が、資料館の管理上必要な指示に従わない場合、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p>	<p>野々市市郷土資料館</p>	<p>電話 076-227-6122</p> <p>メールアドレス bunka@city.nonoichi.lg.jp (野々市市文化課)</p>	<p><a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000151.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000151.html</a></p>
42	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市ふるさと歴史館条例	<p>第7条第1項第1号、第2号、第3号</p>	<p>第7条第1項第1号 ふるさと歴史館の施設において、ドローンの飛行により他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>第7条第1項第2号 ふるさと歴史館の施設において、ドローンの飛行により歴史館の施設、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる場合、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>第7条第1項第3号 ふるさと歴史館の施設において、ドローンを飛行させようとする者が、歴史館の管理上必要な指示に従わない場合、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p>	<p>野々市市ふるさと歴史館</p>	<p>電話 076-227-6122</p> <p>メールアドレス bunka@city.nonoichi.lg.jp (野々市市文化課)</p>	<p><a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000153.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_nonbun/p100RG00000153.html</a></p>

43	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市情報交流館 条例	<p>第6条第1項</p> <p>第8条第1項第3号、第4号</p> <p>第17条第1項第2号、第3号</p>	<p>第6条第1項 情報交流館の施設を使用し、ドローンを飛行させようとする者はあらかじめ指定管理者の使用許可を受けなければならない。</p> <p>第8条第1項第3号 情報交流館の施設において、ドローンの飛行が管理運営上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第8条第1項第4号 情報交流館の施設において、ドローンの飛行に使用させることが適当でないと認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第17条第1項第2号 情報交流館の施設において、ドローンの飛行により他人に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合は、情報交流館への入館を拒否し、又は情報交流館から退館させることができる。</p> <p>第17条第1項第3号 情報交流館の施設において、ドローンを飛行させようとする者が、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反した場合、情報交流館への入館を拒否し、又は情報交流館から退館させることができる。</p>	野々市市情報交流館	<p>電話 076-227-6121</p> <p>メールアドレス bunka@city.nonoichi.lg.jp (野々市市文化課)</p>	<p><a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000389.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000389.html</a></p>
44	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市文化会館	<p>第4条第1項</p> <p>第6条第1項第3号、第4号</p>	<p>第4条第1項 文化会館の施設を使用し、ドローンを飛行させようとする者はあらかじめ指定管理者の使用許可を受けなければならない。</p> <p>第6条第1項第3号 文化会館の施設において、ドローンの飛行が管理運営上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第6条第1項第4号 文化会館の施設において、ドローンの飛行に使用させることが適当でないと認められる場合は、使用を許可しない。</p>	野々市市文化会館	<p>電話 076-227-6121</p> <p>メールアドレス bunka@city.nonoichi.lg.jp (野々市市文化課)</p>	<p><a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000166.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000166.html</a></p>
45	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市体育施設条例	<p>第6条第1項</p> <p>第7条第1項第3号、第4号</p> <p>第16条第1項第2号、第3号</p>	<p>第6条第1項 野々市市が設置する体育施設を使用し、ドローンを飛行させようとする者はあらかじめ市長又は指定管理者の使用許可を受けなければならない。</p> <p>第7条第1項第3号 野々市市が設置する体育施設において、ドローンの飛行が管理運営上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第7条第1項第4号 野々市市が設置する体育施設において、ドローンの飛行に使用させることが適当でないと認められる場合は、使用を許可しない。</p> <p>第16条第1項第2号 野々市市が設置する体育施設において、ドローンの飛行により他人に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合は、体育施設への立入りを拒否し、又は体育施設から退場させることができる。</p> <p>第16条第1項第3号 野々市市が設置する体育施設において、ドローンを飛行させようとする者が、この条例及びこの条例に基づく規則に違反した場合、体育施設への立入り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野々市市民体育館</li> <li>・野々市市スポーツセンター</li> <li>・野々市市スポーツランド</li> <li>・野々市市健康広場</li> <li>・野々市市武道館</li> <li>・野々市市弓道場</li> <li>・野々市市民野球場</li> <li>・野々市中央公園テニスコート</li> <li>・野々市中央公園運動広場</li> <li>・野々市市相撲場</li> <li>・押野中央公園運動広場</li> </ul>	<p>電話 076-248-1442</p> <p>メールアドレス sports@city.nonoichi.lg.jp (野々市市スポーツ振興課)</p>	<p><a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000170.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000170.html</a></p>



46	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市女性センター条例	第4条第1項 第5条第1項第2号、第4号	第4条第1項 女性センターにおいてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 第5条第1項第2号 女性センターにおいて、ドローンの飛行が女性センターの建物、施設設備等(附属備品を含む。以下同じ。)を毀損するおそれがあると認められる場合は、使用を許可しない。 第5条第1項第4号 女性センターにおいて、ドローンの飛行が女性センターの管理運営上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。	野々市市女性センター	電話 076-227-6116 メールアドレス shougai@city.nonoichi.lg.jp (野々市市生涯学習課)	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000350.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000350.html</a>
47	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市交遊舎条例	第6条第1項 第8条第1項第3号、第4号	第6条第1項 交遊舎の施設を使用し、ドローンを飛行させようとする者はあらかじめ指定管理者の使用許可を受けなければならない。 第8条第1項第3号 交遊舎の施設において、ドローンの飛行が管理運営上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。 第8条第1項第4号 交遊舎の施設において、ドローンの飛行に使用させることが適当でないと認められる場合は、使用を許可しない。	野々市市交遊舎	電話 076-227-6118 メールアドレス chiiki@city.nonoichi.lg.jp (野々市市地域振興課課)	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000235.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000235.html</a>
48	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市北口プラザ条例	第7条第1項第4号	北口プラザの施設において、ドローンの飛行が管理運営上支障があると認められる場合は、使用を許可しない。	野々市北口プラザ	電話 076-227-6118 メールアドレス chiiki@city.nonoichi.lg.jp (野々市市地域振興課課)	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000248.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000248.html</a>
49	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市自転車駐車場条例	第9条第1項	自転車駐車場において、ドローンの飛行が公益を害する恐れがあると認められるとき、又は管理上必要があると認められるときは、使用を制限し、又は停止する。	野々市市自転車駐車場	電話 076-227-6118 メールアドレス chiiki@city.nonoichi.lg.jp (野々市市地域振興課課)	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000224.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000224.html</a>
50	石川県野々市市	イシカワケンノイチシ	野々市市都市公園条例	第2条第1項第2号 第3条第1項第10号、第12号	第2条第1項第2号 都市公園において、ドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 第3条第1項第10号 ドローンの飛行が他人に対して迷惑をかけると思われる場合は、使用を許可しない。 第3条第1項第12号 公園の利用及び管理に支障のある行為と認められる場合は、使用を許可しない。	市内の公園全て	・電話番号 076-227-6092 ・メールアドレス toshikeikaku@city.nonoichi.lg.jp (野々市市土木部都市計画課)	<a href="https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000252.html">https://www.city.nonoichi.lg.jp/doc/reiki/reiki_honbun/p100RG00000252.html</a>
51	茨城県石岡市	イバラケンイシオカシ	石岡市都市公園条例	第4条第1項第11号	条例には、ドローンの飛行禁止に関する規定は明文化していないものの、都市公園の管理に支障のある行為として、ドローンの飛行を禁止している。	市が設置している全ての都市公園	【ドローン利活用に関する問合せ先】 0299-23-7278 gyoukaku@city.ishiooka.lg.jp(市長公室行革推進課) 【都市公園に関する問合せ先】 0299-23-5523 toshikei@city.ishiooka.lg.jp(都市建設部都市計画課)	<a href="http://srb0ff9d4f6.legal-square.com/HAS-Shohin/isp/SVDocumeantView">http://srb0ff9d4f6.legal-square.com/HAS-Shohin/isp/SVDocumeantView</a>

52	茨城県神栖市	イバラキケンカミ スシ	神栖市都市公園条例	第4条第 11号	神栖市の都市公園においてドローンの 飛行は原則禁止。ただし、特段の事 由等により市の許可を得たものは除く。 (「その他公園管理上支障があると認 められる行為をすること。」に該当)	・神之池緑地 ・神栖中央公園 ・神栖総合公園 ・和田山緑地 ・土合緑地 等	・0299-90-1153 ・ shisetsu@city.kam isu.ibaraki.jp (神栖市施設管理 課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.kamisu/reiki_honbun/r216RG0000573.html">https://www1.g- reiki.net/city.kamisu/re iki_honbun/r216RG0000 573.html</a>
53	愛媛県松山市	エヒメケンマツヤ マシ	松山中央公園体育施 設条例	第4条	松山中央公園体育施設においてド ローンの飛行は原則禁止。ただし、管 理上支障がないと認められる場合は飛 行させることが可能。(「管理上支障が あると認められるとき」に該当)	松山中央公園体 育施設	089-948-6598 sports@city.matsu yama.ehime.jp (松山市スポーティ ングシティ推進課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006B9A9GUEST&amp;TID=2&amp;SYSID=503">https://www1.g- reiki.net/reiki/Li05_Hon _Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006 B9A9GUEST&amp;TID=2&amp; SYSID=503</a>
54	愛媛県松山市	エヒメケンマツヤ マシ	松山市総合コミュニ ティセンター条例	第6条	松山市総合コミュニティセンターにお いてドローンの飛行は原則禁止。ただし、 管理運営上支障がないと認められる 場合は飛行させることが可能。(「管理 運営上支障があると認められるとき」に 該当)	松山市総合コミュ ニティセンター	089-948-6598 sports@city.matsu yama.ehime.jp (松山市スポーティ ングシティ推進課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006B9B1GUEST&amp;TID=2&amp;SYSID=312">https://www1.g- reiki.net/reiki/Li05_Hon _Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006 B9B1GUEST&amp;TID=2&amp; SYSID=312</a>
55	愛媛県松山市	エヒメケンマツヤ マシ	松山市野外活動セン ター条例	第4条	松山市野外活動センターにおいてド ローンの飛行は原則禁止。ただし、管 理上支障がないと認められる場合は飛 行させることが可能。(「管理上支障が あると認められるとき」に該当)	松山市野外活動 センター	089-948-6598 sports@city.matsu yama.ehime.jp (松山市スポーティ ングシティ推進課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006B9B5GUEST&amp;TID=2&amp;SYSID=499">https://www1.g- reiki.net/reiki/Li05_Hon _Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006 B9B5GUEST&amp;TID=2&amp; SYSID=499</a>
56	愛媛県松山市	エヒメケンマツヤ マシ	松山市体育施設条例	第3条	当該条例にて設置している体育施設 においてドローンの飛行は原則禁止。 ただし、管理上支障がないと認められ る場合は飛行させることが可能。(「管 理上支障があると認められるとき」に該 当)	・別府第一市民運 動広場 ・別府第二市民運 動広場 ・拓川市民運動広 場 ・空港東第四公園 テニスコート ・湯月公園テニス コート 等	089-948-6598 sports@city.matsu yama.ehime.jp (松山市スポーティ ングシティ推進課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006B9B7GUEST&amp;TID=2&amp;SYSID=738">https://www1.g- reiki.net/reiki/Li05_Hon _Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006 B9B7GUEST&amp;TID=2&amp; SYSID=738</a>
57	愛媛県松山市	エヒメケンマツヤ マシ	松山市都市公園条例	第6条	都市公園内においてドローンの飛行は 原則禁止。ただし、公園内で映像等 を撮影する場合に、事前に申請を受け ドローンの使用を許可することもある。 (「その他都市公園の管理上支障があ ると認められる行為をすること」に該当)	市内の都市公園	089-948-6519 kouen@city.matsu yama.ehime.jp (松山市都市整備 部 公園緑地課)	(条例) <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006AF80YQUEST&amp;TID=1&amp;SYSID=372">https://www1.g- reiki.net/reiki/Li05_Hon _Main_Frame.exe?UTDI R=C:YFFServ2\ss0006 AF80YQUEST&amp;TID=1&amp; SYSID=372</a> <a href="https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisetsu/koen/rivou-ji/kouenriyou.html">https://www.city.matsu yama.ehime.jp/shisetsu /koen/rivou- ji/kouenriyou.html</a>
58	大分県大分市	オオイトケンオ オイトシ	大分市大分駅前広場 条例	第2条第 3項	大分駅前広場においてドローンを飛行 させようとする者は、あらかじめ、許可 が必要。 (他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼ すおそれのある行為」に該当)	大分駅前広場	・097-585-6004 matikikaku@city.oi ta.oita.jp (大分市まちなみ 企画課)	<a href="https://kra502.legal-square.com/">https://kra502.legal- square.com/</a> (大分市例規集)
59	大分県大分市	オオイトケンオ オイトシ	大分いこいの道広場条 例	第2条第 9項	大分いこいの道広場においてドローンを 飛行させようとする者は、あらかじめ、許 可が必要。 (他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼ すおそれのある行為」に該当)	大分いこいの道広 場	・097-585-6004 matikikaku@city.oi ta.oita.jp (大分市まちなみ 企画課)	<a href="https://kra502.legal-square.com/">https://kra502.legal- square.com/</a> (大分市例規集)
60	大分県大分市	オオイトケンオ オイトシ	祝祭の広場条例	第2条第 3項	祝祭の広場においてドローンを飛行さ せようとする者は、あらかじめ、許可が 必要。 (他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼ すおそれのある行為」に該当)	祝祭の広場	・097-585-6004 matikikaku@city.oi ta.oita.jp (大分市まちなみ 企画課)	<a href="https://kra502.legal-square.com/">https://kra502.legal- square.com/</a> (大分市例規集)
61	大阪府四條畷市	オオサカフシジ ウナワテシ	四條畷市都市公園条 例	第3条第 1項第4号	四條畷市都市公園条例ではドロー ンの規制については明記されていません が、第3条第1項第4号に規定する 「公園の全部又は一部を独占して利 用する」に該当するので市長の許可が 必要です。		都市整備部建設 課	<a href="https://www1.g-reiki.net/shionawate/reiki_honbun/k231RG0000265.html">https://www1.g- reiki.net/shionawate/r eiki_honbun/k231RG00 000265.html</a>
62	大阪府島本町	オオサカフシマ トチョウ	島本町都市公園条例	第5条第 1項第10 号	都市公園において他の来園者に危害 を及ぼすおそれのある行為をすること を禁止する。 ※「ドローン」の明記はないが、ドロー ンの飛行も本条項に該当すると考える。	島本町内都市公 園	075-962-2848 seibi@shimamotoc ho.jp 都市創造部都市 整備課	<a href="https://www1.g-reiki.net/shimamotocho/reiki_honbun/f800RG0000404.html">https://www1.g- reiki.net/shimamotocho /reiki_honbun/f800RG0 000404.html</a>





73	神奈川県相模原市	カナガワケンサガミハラシ	相模原市立尾崎号(がく)堂記念館条例	第4条	相模原市立尾崎号堂記念館敷地内において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、教育委員会があらかじめ承認したときは、飛行させることが可能(「管理上支障があると認められるとき。」等に該当)	尾崎号堂記念館敷地内 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/bunka_shakai/library_etc/1002765.html	・042-750-8030 (相模原市博物館)	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/reiki/index.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/reiki/index.html</a>
74	神奈川県相模原市	カナガワケンサガミハラシ	相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例	第5条	相模原市立グラウンド等体育施設において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、目的や安全性等の要件を満たす場合は可能(「管理上支障があると認められるとき。」等に該当)	相模原市のスポーツ施設 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/sports/index.html	・042-769-8288 (相模原市スポーツ課)	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/reiki/index.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/reiki/index.html</a>
75	神奈川県相模原市	カナガワケンサガミハラシ	相模原市立相模原球場条例	第6条	相模原市立相模原球場において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、目的や安全性等の要件を満たす場合は可能(「管理上支障があると認められるとき。」等に該当)	相模原市立相模原球場 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/sports/baseball/index.html	・042-769-8288 (相模原市スポーツ課)	<a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/reiki/index.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/reiki/index.html</a>
76	神奈川県座間市	カナガワケンザマシ	座間市都市公園条例	第5条第7号	都市公園においては、都市公園の管理に支障を及ぼす行為をしてはならない。	都市公園	・電話番号 046(252)7221 ・メールアドレス kouen@city.zama.kanagawa.jp ・座間市公園緑政課	<a href="https://www.city.zama.kanagawa.jp/reiki/index.html">https://www.city.zama.kanagawa.jp/reiki/index.html</a>
77	神奈川県平塚市	カナガワケンヒラツカシ	平塚市都市公園条例	第3条	都市公園内において、業として写真又は映画を撮影する時には市長の許可を受けなければならないとしているため、ドローン飛行により撮影する場合も許可が必要となる。また、その行為が公衆の利用や公園の管理上支障があると認められる場合については、許可はされない。なお、業としないドローンの飛行については、条例で具体的な規制は設けていないが、市民の憩いの場としての公園に相応しくないと判断し遠慮をしてもらっている。	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c02856.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/page-c02856.html</a>	0463-21-9852(直通) midori@city.hiratsuka.kanagawa.jp (平塚市みどり公園・水辺課)	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/index.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/index.html</a>
78	神奈川県平塚市	カナガワケンヒラツカシ	平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例	第4条	公民館及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるものについては、公民館の利用を制限している。ドローンの飛行は上記に該当する。	平塚市立公民館内	・0463-34-2111 ・chuo-k@city.hiratsuka.kanagawa.jp (平塚市中央公民館)	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/index.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/koen/index.html</a>
79	神奈川県藤沢市	カナガワケンフジサワシ	藤沢市都市公園条例	第9条第8項	都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (8)たき火その他危険な行為又は他人の迷惑となる行為 【例外なし】	<a href="http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/koen/kyoiku/leisure/koen/documents/kouenitiran2.pdf">http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/koen/kyoiku/leisure/koen/documents/kouenitiran2.pdf</a>	0466-50-3535 fj-kouen@city.fujisawa.lg.jp	<a href="http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG00000344.html">http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG00000344.html</a>
80	神奈川県藤沢市	カナガワケンフジサワシ	藤沢市片瀬漁港管理条例	第3条第1項	漁港の区域内においては、漁港施設のうち機能施設を滅失し、又は損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。	片瀬漁港内	・0466-50-3532 ・fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp (藤沢市農業水産課)	<a href="http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG00000481.html">http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG00000481.html</a>
81	神奈川県藤沢市	カナガワケンフジサワシ	藤沢市少年の森条例	第5条第2項	少年の森を使用しようとするものは、次の各号の区分により、あらかじめ市長の許可又は承認(以下「許可等」という。)を受けなければならない。 (1)キャンプ活動の目的の場合にあつては許可 (2)前号以外の目的の場合にあつては承認	藤沢市少年の森内	・0466-50-8251 ・fj-seisho@city.fujisawa.lg.jp (藤沢市青少年課)	<a href="http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG00000525.html">http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG00000525.html</a>

82	神奈川県藤沢市	カナガワケンフジサワシ	藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例	第4条第7項	コッキング苑においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。 (7)たき火その他危険な行為又は他人の迷惑となる行為をすること。  ※来場者がいる開園中の利用不可。開園時間外において、観光振興に資する内容であれば、要相談。	江の島サムエル・コッキング苑内	0466-50-3531 fj-kankoucp@city.fujisawa.lg.jp (藤沢市観光シテイプロモーション課)	<a href="http://www.city.fujisawa.lg.jp/kyousei/gyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG0000604.html">http://www.city.fujisawa.lg.jp/kyousei/gyousei/reiki/reiki_honbun/g207RG0000604.html</a>
83	岐阜県	ギフケン	岐阜県都市公園条例	第3条第2号及び9号	都市公園において、ドローンの持ち込みは、原則禁止。飛行させるには、知事の許可が必要。「公園施設を損傷し、又は汚損すること」又は「他人に迷惑を及ぼす行為をすること」に該当。)	・養老公園 ・岐阜県百年公園 ・各務原公園 ・花フェスタ記念公園 ・世界淡水魚園 ・平成記念公園	・電話番号 058-272-8664 (岐阜県都市公園課)	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/gyosei-kanri/shitei-kanri/toshikoen/heisei.data/04jyourei.pdf">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/gyosei-kanri/shitei-kanri/toshikoen/heisei.data/04jyourei.pdf</a>
84	岐阜県恵那市	ギフケンエナシ	都市公園条例	第5条	都市公園を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (10)他人に迷惑を及ぼす行為をすること。	<a href="https://www.city.ena.lg.jp/shiseijoho/shisetsuichiran/kokyoshisetsuno/goannai/3379.html">https://www.city.ena.lg.jp/shiseijoho/shisetsuichiran/kokyoshisetsuno/goannai/3379.html</a>	0573-26-2111 toshijyutaku@city.ena.lg.jp (恵那市都市住宅課)	<a href="https://www.d1-eagle.com/cgi-bin/d1e1_portal/d1wp_mlogin.exe?CERTTYPE=3&amp;CALLTYPE=6&amp;FILENAME=ESRH8960578544903341014.tmp">https://www.d1-eagle.com/cgi-bin/d1e1_portal/d1wp_mlogin.exe?CERTTYPE=3&amp;CALLTYPE=6&amp;FILENAME=ESRH8960578544903341014.tmp</a>
85	岐阜県大垣市	ギフケンオオガキシ	大垣市都市公園条例	第6条	大垣市の管理する公園内では原則ドローンの飛行は禁止。ただし、市長が特別の場合があると認める場合は安全対策を十分に行うこと等を条件に飛行させることが可能。「その他公園の利用及び管理に支障のある行為をすること」に該当)	大垣市の都市計画区域内で管理する公園	・0584-47-8419 koenmidori@city.ogaki.lg.jp (大垣市公園みどり課)	<a href="https://www2.city.ogaki.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i303RG00000575.html">https://www2.city.ogaki.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i303RG00000575.html</a>
86	岐阜県各務原市	ギフケンカカミガハラシ	各務原市都市公園条例	第5条第1号又は第7号	都市公園において、ドローンの飛行は、原則禁止。「都市公園を損傷し、又は汚損すること」又は「都市公園の利用及び管理に支障のある行為をすること」に該当)	すべての都市公園	058-383-1531 tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp 各務原市都市建設部河川公園課	<a href="http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG00000429.html">http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG00000429.html</a>
87	岐阜県各務原市	ギフケンカカミガハラシ	各務原市民広場設置条例	第4条第2号又は第3号	市民広場において、ドローンの飛行は、原則禁止。「広場の施設を損傷するおそれがあると認めるとき」又は「広場の管理上支障があると認めるとき」に該当)	<a href="http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000275.html">http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000275.html</a>	058-383-1531 tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp 各務原市都市建設部河川公園課	<a href="http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000275.html">http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000275.html</a>
88	岐阜県各務原市	ギフケンカカミガハラシ	各務原市体育施設条例	第4条第3号	体育施設(小学校・中学校・特別支援学校の体育施設を除く。)において、ドローンの飛行は、原則禁止。「管理上支障があると認めるとき」に該当)	<a href="http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000394.html">http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000394.html</a>	058-383-1231 sports@city.kakamigahara.gifu.jp 各務原市教育委員会事務局スポーツ課	<a href="http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000394.html">http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000394.html</a>
89	岐阜県各務原市	ギフケンカカミガハラシ	各務原市立学校体育施設開放条例	第4条第3号	小学校・中学校・特別支援学校の体育施設において、ドローンの飛行は、原則禁止。「管理上支障があると認めるとき」に該当)	<a href="http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000611.html">http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000611.html</a>	058-383-1231 sports@city.kakamigahara.gifu.jp 各務原市教育委員会事務局スポーツ課	<a href="http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000611.html">http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG0000611.html</a>
90	岐阜県笠松町	ギフケンカサマツチョウ	笠松町都市公園条例	第5条第8号	公園内において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、町長が認めるときは、飛行させることができる。	笠松みなと公園等 <a href="https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/201212190259/">https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/201212190259/</a>	058-388-1117 kensetsu@town.jasamatsu.lg.jp	<a href="http://www3.e-reikinet.jp/kasamatsu/d1w/reiki/H408901010020/H408901010020.html">http://www3.e-reikinet.jp/kasamatsu/d1w/reiki/H408901010020/H408901010020.html</a>
91	岐阜県笠松町	ギフケンカサマツチョウ	笠松町体育施設条例	第9条第2号	笠松町民運動場等において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、教育委員会が認めるときは、飛行させることができる。	笠松町民運動場等 <a href="https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/201302040062/">https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/201302040062/</a>	058-388-3231 kyouikubunka@town.kasamatsu.lg.jp	<a href="http://www3.e-reikinet.jp/kasamatsu/d1w/reiki/H346901010006/H346901010006.html">http://www3.e-reikinet.jp/kasamatsu/d1w/reiki/H346901010006/H346901010006.html</a>
92	岐阜県笠松町	ギフケンカサマツチョウ	笠松町多目的運動場条例	第5条第4号	運動場内において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、指定管理者が認めるときは、飛行させることができる。	笠松町多目的運動場 <a href="https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/201302040062/">https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/docs/201302040062/</a>	058-388-3231 kyouikubunka@town.kasamatsu.lg.jp	<a href="http://www3.e-reikinet.jp/kasamatsu/d1w/reiki/H425901010001/H425901010001.html">http://www3.e-reikinet.jp/kasamatsu/d1w/reiki/H425901010001/H425901010001.html</a>

93	岐阜県可児市	ギフケンカニシ	可児市体育施設の設置及び管理に関する条例	第8条第2項第4号及び第6号	体育施設において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が許可したときは、飛行させることが可能。	体育施設	0574-62-1111 sports@city.kani.lg.jp 可児市文化スポーツ課	(条例) <a href="http://www1.g-reiki.net/kani/reiki_men_u.html#BaseTable">http://www1.g-reiki.net/kani/reiki_men_u.html#BaseTable</a> (体育施設内での小型無人機の飛行について) <a href="https://www.city.kani.lg.jp/10909.htm">https://www.city.kani.lg.jp/10909.htm</a>
94	岐阜県可児市	ギフケンカニシ	可児市都市公園条例	第4条第1号	都市公園内において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が許可したときは、飛行させることが可能。	都市公園	0574-62-1111 tosiseibi@city.kani.lg.jp 可児市都市整備課	(条例) <a href="http://www1.g-reiki.net/kani/reiki_men_u.html#BaseTable">http://www1.g-reiki.net/kani/reiki_men_u.html#BaseTable</a> (公園の利用について) <a href="https://www.city.kani.lg.jp/9669.htm">https://www.city.kani.lg.jp/9669.htm</a>
95	岐阜県可児市	ギフケンカニシ	可児市市民公園の設置及び管理に関する条例	第4条第1号	市民公園内において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が許可したときは、飛行させることが可能。	市民公園	0574-62-1111 tosiseibi@city.kani.lg.jp 可児市都市整備課	(条例) <a href="http://www1.g-reiki.net/kani/reiki_men_u.html#BaseTable">http://www1.g-reiki.net/kani/reiki_men_u.html#BaseTable</a> (公園の利用について) <a href="https://www.city.kani.lg.jp/9669.htm">https://www.city.kani.lg.jp/9669.htm</a>
96	岐阜県多治見市	ギフケンタジミン	多治見市都市公園条例	第14条第1項第7号および第10号	都市公園においてドローンの飛行は禁止。【例外なし】	・都市公園 ・自然公園 ・児童遊園 ・その他、公園に準ずるもの	・0572-22-1111 (内線:1384、1386) ・ midori@city.tajimi.lg.jp (多治見市緑化公園課)	(条例) <a href="https://www3.e-reikin.net/tajimi/d1w_reiki/H415901010023/H344901010023.html">https://www3.e-reikin.net/tajimi/d1w_reiki/H415901010023/H344901010023.html</a>
97	岐阜県多治見市	ギフケンタジミン	多治見市法定外公共物管理条例	第3条第3号	法定外公共物におけるドローンの飛行は禁止。ただし、農業用ため池については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律による。	・道路法の適用を受けない道路 ・河川法の適用又は準用を受けない河川 ・公共の用に供せられる溝きよ、水路、湖沼、ため池等	・0572-22-1111(内線1366) ・ douro@city.tajimi.lg.jp (多治見市道路河川課)	(条例) <a href="https://www3.e-reikin.net/tajimi/d1w_reiki/H415901010002/H415901010002.html">https://www3.e-reikin.net/tajimi/d1w_reiki/H415901010002/H415901010002.html</a>
98	岐阜県羽島市	ギフケンハシマシ	羽島市都市公園条例	第6条第1項第11号	都市公園において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が認める場合は飛行させることが可能。(「公園の利用及び管理に支障のある行為をすること」に該当。)	羽島市が管理する都市公園	058-392-1111 toshi@city.hashima.lg.jp (羽島市都市計画課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/hashima/reiki_honbun/310RG00000333.html">https://www1.g-reiki.net/hashima/reiki_honbun/310RG00000333.html</a>
99	岐阜県御嵩町	ギフケンミタケチヨウ	御嵩町都市公園条例(ドローンを直接規制するものではありません)	第2条第1項第2号	都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 (1) 略 (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。	南山公園	0574-67-2111 doboku@town.mita.ke.lg.jp (御嵩町建設課土木係)	
100	岐阜県御嵩町	ギフケンミタケチヨウ	みたけの森及び金峰ふれあいの森の設置及び管理に関する条例(ドローンを直接規制するものではありません)	第5条第1項	町長は、次の各号の一に該当するときは、利用を制限することができる。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号のほか、設備等の管理運営上支障があると認められたとき。	みたけの森 金峰ふれあいの森	0574-67-2111 nourin@town.mita.ke.lg.jp (御嵩町農林課森づくり係)	
101	岐阜県御嵩町	ギフケンミタケチヨウ	みたけの森及び金峰ふれあいの森の設置及び管理に関する条例(ドローンを直接規制するものではありません)	第6条第1項	利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。 (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3) 土地の形質を変更すること。 (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。 (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (6) 立入禁止区域へ入ること。 (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は、止めておくこと。 (8) その他、町長が適当でないと認めること。	みたけの森 金峰ふれあいの森	0574-67-2111 nourin@town.mita.ke.lg.jp (御嵩町農林課森づくり係)	

102	岐阜県御嵩町	ギフケンミタケチョウ	真名田親水公園の設置及び管理に関する条例(ドローンを直接規制するものではありません)	第4条第1項	町長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、公園の利用を制限することができる。 (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号のほか、公園の管理運営上支障があるとき。	真名田親水公園	0574-67-2111 nourin@town.mita-ke.lg.jp (御嵩町農林課森づくり係)	
103	岐阜県御嵩町	ギフケンミタケチョウ	真名田親水公園の設置及び管理に関する条例(ドローンを直接規制するものではありません)	第5条第1項	利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。 (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3) 土地の形質を変更し、又は土石の類を採集すること。 (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。 (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (6) 立入禁止区域に立ち入ること。 (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。 (8) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用又は管理に支障を及ぼすこと。	真名田親水公園	0574-67-2111 nourin@town.mita-ke.lg.jp (御嵩町農林課森づくり係)	
104	京都府綾部市	キョウトフアヤバシ	綾部市都市公園条例	第6条第11項	都市公園において、花火、たき火等危険な行為をしてはならない。 ただし、市長が許可した場合は、この限りでない。	綾部市都市公園条例 別表第1に掲げる施設 ・紫水ヶ丘公園 ・藤山公園 ・八幡児童公園 ・東綾公園 ・山家城址公園	0773-42-4285 toshikeikaku@city-ayabe.lg.jp (綾部市都市計画課)	<a href="http://www.3e-reikin.jp/ayabe/d1w.reiki/H342901010018/H342901010018.html">http://www.3e-reikin.jp/ayabe/d1w.reiki/H342901010018/H342901010018.html</a>
105	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市都市公園条例	第5条第10号	都市公園において、ドローンの飛行は原則禁止 ただし、飛行の目的が「業としての撮影(学術目的のものを含む)」、「行政が関与するイベントや興行」及び「災害時における飛行で、本市又は本市の要請を受けた者が実施する場合」は飛行させることが可能(「都市公園におけるドローン等の飛行に関する許可基準」より)	京都市建設局所管の都市公園	075-222-4114 (建設局みどり政策推進室(公園管理担当))	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki-ho-nbun/k102RG0000788.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki-ho-nbun/k102RG0000788.html</a>
106	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市西京極総合運動公園条例	第11条	【京都市都市公園条例の適用】 原則禁止。ただし指定管理者が許可する場合は可能。 (「公園をその用途外に使用すること」及び「公園の利用及び管理に支障がある行為をすること」に該当)	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/">http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/</a>	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp (文化市民局市民スポーツ振興室)	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki-ho-nbun/k102RG0000465.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki-ho-nbun/k102RG0000465.html</a>
107	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市横大路運動公園条例	第10条	【京都市都市公園条例の適用】 原則禁止。ただし指定管理者が許可する場合は可能。 (「公園をその用途外に使用すること」及び「公園の利用及び管理に支障がある行為をすること」に該当)	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/">http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/</a>	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp (文化市民局市民スポーツ振興室)	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki-ho-nbun/k102RG0000467.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki-ho-nbun/k102RG0000467.html</a>
108	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市宝が池公園運動施設条例	第17条	【京都市都市公園条例の適用】 原則禁止。ただし指定管理者が許可する場合は可能。 (「公園をその用途外に使用すること」及び「公園の利用及び管理に支障がある行為をすること」に該当)	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/">http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/</a>	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp (文化市民局市民スポーツ振興室)	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki-ho-nbun/k102RG0000469.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki-ho-nbun/k102RG0000469.html</a>



109	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市地域体育館条例	第6条	原則禁止。ただし指定管理者が許可する場合は可能。 （「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」に該当）	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/">http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/</a>	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp （文化市民局市民スポーツ振興室）	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000473.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000473.html</a>
110	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市体育館条例	第6条	原則禁止。ただし指定管理者が許可する場合は可能。 （「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」に該当）	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/">http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/</a>	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp （文化市民局市民スポーツ振興室）	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000471.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000471.html</a>
111	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市市民スポーツ会館条例	第6条	原則禁止。ただし指定管理者が許可する場合は可能。 （「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」に該当）	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/">http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/</a>	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp （文化市民局市民スポーツ振興室）	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000472.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000472.html</a>
112	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市武道センター条例	第6条	原則禁止。ただし指定管理者が許可する場合は可能。 （「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」に該当）	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/">http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/</a>	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp （文化市民局市民スポーツ振興室）	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000475.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000475.html</a>
113	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市京北運動公園条例	第6条	原則禁止。ただし指定管理者が許可する場合は可能。 （「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」に該当）	<a href="http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/">http://www.kyoto-sports.or.jp/facilities/</a>	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp （文化市民局市民スポーツ振興室）	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG000001168.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG000001168.html</a>
114	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市黒田トレーニングホール条例	第5条	原則禁止。ただし市長が許可する場合は可能。 （「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」に該当）	黒田トレーニングホール	075-366-5528 sports@city.kyoto.lg.jp （文化市民局市民スポーツ振興室）	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG000001165.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG000001165.html</a>
115	京都府京都市	キョウトフキョウトシ	京都市元離宮二条城条例	第6条第1項及び第2項	原則禁止。ただし市長が許可する場合は可能。 （「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」及び「管理上支障があるとき」に該当）	<a href="https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/">https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/</a>	075-841-0096 nijojo@city.kyoto.lg.jp （二条城事務所）	<a href="https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000443.html">https://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000443.html</a>
116	熊本県熊本市	クマモトケンクマモトシ	熊本市都市公園条例	第4条	都市公園において、他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為を原則禁止している。ただし、事前に市長の許可を受けた行為や、公益上若しくは都市公園の管理上必要があると市長が認める行為については、この限りではない。	本市が設置する都市公園	096-328-2035 seisakukikaku@city.kumamoto.lg.jp （熊本市政策企画課）	<a href="https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00000505.html">https://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00000505.html</a>
117	群馬県伊勢崎市	グンマケンイセサキシ	伊勢崎市体育施設条例	第5条第3項第4号	体育施設において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長又は指定管理者が認める場合は飛行させることが可能。 （「体育施設の管理上支障があるとき」に該当）	<a href="http://www.city.isesaki.lg.jp/shisei/shisetsu/undou/index.html">www.city.isesaki.lg.jp/shisei/shisetsu/undou/index.html</a>	0270-27-2747 sports@city.isesaki.lg.jp （伊勢崎市スポーツ振興課）	<a href="http://www.city.isesaki.lg.jp/section/d1w/reiki/H4179010128/H4179010128.html">www.city.isesaki.lg.jp/section/d1w/reiki/H4179010128/H4179010128.html</a>
118	群馬県伊勢崎市	グンマケンイセサキシ	伊勢崎市都市公園条例	第8条	公園内において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長又は指定管理者が認める場合は飛行させることが可能。 （「都市公園の破損、その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合は都市公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。」に該当）	<a href="http://www.city.isesaki.lg.jp/section/d1w/reiki/H41790101181/H41790101181.html">www.city.isesaki.lg.jp/section/d1w/reiki/H41790101181/H41790101181.html</a>	0270-27-2769 kouen@city.isesaki.lg.jp （伊勢崎市公園緑地課）  0270-27-2748 sports@city.isesaki.lg.jp （伊勢崎市スポーツ振興課）	<a href="http://www.city.isesaki.lg.jp/section/d1w/reiki/H4179010181/H4179010181.html">www.city.isesaki.lg.jp/section/d1w/reiki/H4179010181/H4179010181.html</a>
119	群馬県伊勢崎市	グンマケンイセサキシ	伊勢崎市華蔵寺公園遊園地条例	第15条第1項第7号	遊園地において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、指定管理者が認める場合は飛行させることが可能。 （「遊園地の管理上の必要により指定管理者の禁止した行為をすること」に該当）	華蔵寺公園遊園地	0270-24-5111 kankou@city.isesaki.lg.jp （伊勢崎市文化観光課）	<a href="http://www.city.isesaki.lg.jp/section/d1w/reiki/H4179010162/H4179010162.html">http://www.city.isesaki.lg.jp/section/d1w/reiki/H4179010162/H4179010162.html</a>



120	群馬県伊勢崎市	グンマケンイセサキシ	伊勢崎市青少年育成センター条例	第10条第3項第4号	育成センターにおいて、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、指定管理者が認める場合は飛行させることが可能。(「育成センターの管理上支障があるとき」に該当)	伊勢崎市青少年育成センター	0270-23-5800 g-i-y-c@dan.wind.ne.jp (伊勢崎市青少年育成センター)	<a href="http://www.city.isesaki.lg.jp/saction/d1w/reiki/H417901010273/H417901010273.html">www.city.isesaki.lg.jp/saction/d1w/reiki/H417901010273/H417901010273.html</a>
121	群馬県伊勢崎市	グンマケンイセサキシ	伊勢崎市児童遊園条例	第5条第8項	児童遊園において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が認める場合は飛行させることが可能。(「児童遊園の管理上市長が不適当と認めたこと」に該当)	<a href="https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/tokeibu/koen/koenrvokuti/2017.html">https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/tokeibu/koen/koenrvokuti/2017.html</a>	0270-27-8805 katei@city.isesaki.lg.jp (伊勢崎市子育て支援課)	<a href="http://www.city.isesaki.lg.jp/saction/d1w/reiki/H417901010140/H417901010140.html">www.city.isesaki.lg.jp/saction/d1w/reiki/H417901010140/H417901010140.html</a>
122	群馬県太田市	グンマケンオオタシ	太田市公園条例	第5条	市長は、公園の利用が危険であると認められる場合は、区域を定めて、利用を禁止し、又は制限することができる。	公園内	0276-32-6599 032020@mx.city.oya.gunma.jp (太田市花と緑の課)	<a href="http://erb.gyosei.asp.lg.wan.jp/HAS-Shohin/isp/SVDocumentView">http://erb.gyosei.asp.lg.wan.jp/HAS-Shohin/isp/SVDocumentView</a>
123	群馬県太田市	グンマケンオオタシ	太田市まちかどふれあい館条例	第5条	市長は、施設の利用が危険であると認められる場合は、利用を禁止し、又は制限することができる。	まちかどふれあい館	0270-47-1841 030500@mx.city.ota.gunma.jp (市街地整備課)	<a href="https://krr125.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrblLog.inisf">https://krr125.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrblLog.inisf</a> (太田市例規集)
124	群馬県太田市	グンマケンオオタシ	太田市ふれあい農園条例	第7条	ふれあい農園の近辺においてドローンの飛行は禁止。ただし、市長が特別の場合があると認める場合は飛行させることが可能。	太田市ふれあい農園	0276-20-9713 026200@mx.city.ota.gunma.jp (太田市農村整備課)	<a href="http://erb.gyosei.asp.lg.wan.jp/HAS-Shohin/isp/SVDocumentView">http://erb.gyosei.asp.lg.wan.jp/HAS-Shohin/isp/SVDocumentView</a>
125	群馬県富岡市	グンマケントミオカシ	富岡製糸場条例	第4条第1項第2号	個別に撮影許可申請書を提出し、認められる場合に飛行させることが可能。建物、展示物、附帯設備等に損傷を与えるおそれがあると認められる場合に飛行の制限を行う。	富岡製糸場 群馬県富岡市富岡1-1	0274-64-0005 http://www.tomio-ka-silk.jp/contact/	<a href="http://www3.e-reikinetojtomioika/d1w/reiki/H418901010216/H418901010216.html">http://www3.e-reikinetojtomioika/d1w/reiki/H418901010216/H418901010216.html</a>
126	群馬県吉岡町	グンマケンヨシオカマチ	吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例	第4条	町立公園においてドローンの飛行は原則禁止。(「他人に迷惑を及ぼす行為をすること」に該当)	・吉岡町上野田ふれあい公園 ・吉岡町ふれあいやすらぎ公園 ・吉岡町城山みはらし公園 等	・0279-54-3111 ・youchi@town.yoshioka.gunma.jp (建設課用地管理室)	
127	群馬県吉岡町	グンマケンヨシオカマチ	吉岡町緑地運動公園の設置及び管理に関する条例	第3条第4条	運動公園においてドローンの飛行は原則禁止。(目的外利用及び管理上の問題に該当)	・吉岡町緑地運動公園 ・吉岡町八幡山公園	・0279-54-1161 syo-gaku@town.yoshioka.gunma.jp (教育委員会事務局生涯学習室)	
128	群馬県吉岡町	グンマケンヨシオカマチ	吉岡町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例	第3条第4条	グラウンドにおいてドローンの飛行は原則禁止。(目的外利用及び管理上の問題に該当)	・吉岡町町民グラウンド	・0279-54-1161 syo-gaku@town.yoshioka.gunma.jp (教育委員会事務局生涯学習室)	
129	埼玉県	サイタマケン	埼玉県都市公園条例	第12条	知事は、都市公園の利用者の遵守事項を定め、及び都市公園の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。	・大宮第2・第3公園 ・秋ヶ瀬公園 ・埼玉スタジアム2002公園 等	・048-830-5392 ・a5400-04@pref.saitama.lg.jp (埼玉県公園スタジアム課)	(埼玉県法規集データベース) <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0203/reikisyokizamen.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0203/reikisyokizamen.html</a>
130	埼玉県加須市	サイタマケンカシ	加須市都市公園条例	第3条	都市公園において、業として写真又は映画を撮影する時には市長の許可を受けなければならないとしているため、ドローン飛行により撮影する場合も許可が必要となる。また、その行為が公衆の利用や公園の管理上支障があると認められる場合には、許可はされない。なお、業としないドローンの飛行については、条例で具体的な規制は設けていないが、市民の憩いの場としての公園に相応しくないと判断し遠慮をされている。	・諏訪公園 ・久本公園 ・栄楽公園 ・久下中央公園 ・久下東公園 等	0480-62-1111 machidukuri@city.kazo.lg.jp (加須市まちづくり課)	<a href="https://www.city.kazo.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r384RG00000595.html">https://www.city.kazo.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r384RG00000595.html</a>

131	埼玉県加須市	サイタマケンカノシ	加須市公園条例	第3条	都市公園において、業として写真又は映画を撮影する時には市長の許可を受けなければならないとしているため、ドローン飛行により撮影する場合も許可が必要となる。また、その行為が公衆の利用や公園の管理上支障があると認められる場合には、許可はされない。なお、業としないドローンの飛行については、条例で具体的な規制は設けていないが、市民の憩いの場としての公園に相応しくないと判断し遠慮をしてもらっている。	・斉藤与里記念公園 ・野なか公園 ・会の川親水公園 ・不動岡公園 ・利根川河川敷緑地公園 等	0480-62-1111 machidukuri@city.kazo.lg.jp (加須市まちづくり課)	<a href="https://www.city.kazo.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r384RG0000587.html">https://www.city.kazo.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r384RG0000587.html</a>
132	埼玉県志木市	サイタマケンシキシ	志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例	第12条第1項	秋ヶ瀬運動場施設内においてドローンの飛行は原則禁止。ただし、教育委員会が認めるときは飛行させることが可能。(「秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者」に該当)	志木市立秋ヶ瀬運動場施設内	・電話番号 048-473-1111 ・メールアドレス syogai@city.shiki.lg.jp (志木市生涯学習課)	<a href="http://asa.daiichihoki.asplgwan.jp/newsearch/SrPrF12/init">http://asa.daiichihoki.asplgwan.jp/newsearch/SrPrF12/init</a>
133	埼玉県志木市	サイタマケンシキシ	志木市都市公園条例	第8条第1項第8号	都市公園内においてドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が認めるときは飛行させることが可能。(「都市公園の管理に支障がある行為」に該当)	志木市内の都市公園	・電話番号 048-473-1111 ・メールアドレス toshi@city.shiki.lg.jp (志木市都市計画課)	<a href="http://asa.daiichihoki.asplgwan.jp/newsearch/SrPrF12/init">http://asa.daiichihoki.asplgwan.jp/newsearch/SrPrF12/init</a>
134	埼玉県長瀬町	サイタマケンナガトロマチ	長瀬町蓬莱島公園設置及び管理条例	第3条第1項第1号及び第4号	公園内においてドローンを飛行させようとする者は、町長の許可を受けなければならない。	公園内	0494-66-3111 kensetsu@town.nagatoro.saitama.jp	<a href="http://www.town.nagatoro.saitama.jpから例規集を参照">http://www.town.nagatoro.saitama.jpから例規集を参照</a>
135	埼玉県長瀬町	サイタマケンナガトロマチ	長瀬町地区公園設置及び管理条例	第5条第1項第2号及び第4号	公園内においてドローンを飛行させようとする者は、町長の許可を受けなければならない。	公園内	0494-66-3111 kensetsu@town.nagatoro.saitama.jp	<a href="http://www.town.nagatoro.saitama.jpから例規集を参照">http://www.town.nagatoro.saitama.jpから例規集を参照</a>
136	埼玉県吉川市	サイタマケンヨシカワシ	吉川市都市公園条例	第6条第1項第2号	都市公園において、業として写真、動画等を撮影しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ドローンの飛行により撮影する場合も同様。なお、業としてではないドローンの飛行については、条例による規制はされていないが、「公園利用者や周りの人に迷惑となる行為」として、ホームページ上でドローンの操縦をしないよう呼びかけている。	吉川市の公園や緑地 <a href="https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/27.983.179.919.html">https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/27.983.179.919.html</a>	・電話番号 048-982-9901 ・メールアドレス douro2@city.yoshikawa.saitama.jp (吉川市道路公園課公園緑地担当)	(吉川市例規集) <a href="http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/reiki/reiki.html">http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/reiki/reiki.html</a> (公園の利用について) <a href="https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/26.978.179.919.html">https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/26.978.179.919.html</a>
137	静岡県島田市	シズオカケンシマダシ	島田市自転車等駐車場条例	第11条第1項第1号、第2号	利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。 (1)他の自転車等の駐車を妨げること。 (2)駐車場の施設その他の工作物又は駐車中の自転車等を損傷するおそれのある行為をすること。	・島田駅北口自転車等駐車場 ・島田駅南口自転車等駐車場	・0547-36-7144 ・anshin@city.shimada.lg.jp (島田市生活安心課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000343.html">https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000343.html</a>
138	静岡県島田市	シズオカケンシマダシ	島田市都市公園条例 島田市普通公園条例	第2条第6条、第17条	公園において、ドローンの飛行は許可していない(「公園の管理上支障があると認めるとき」に該当)。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。	・島田市中央公園 ・島田市中央小公園 ・元島田公園 ・牧之原公園 ・野守公園 等	・0547-36-7187 kensetsu@city.shimada.lg.jp (島田市建設課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000414.html">https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000414.html</a> <a href="https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000744.html">https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000744.html</a>
139	静岡県島田市	シズオカケンシマダシ	島田市都市公園条例 島田市普通公園条例	第2条第6条、第17条	公園において、ドローンの飛行は許可していない(「公園の管理上支障があると認めるとき」に該当)。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。	・大井川緑地 ・かなや大井川緑地 ・大井川さくら緑地 ・田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場 等	・0547-36-7223 sports@city.shimada.lg.jp (島田市スポーツ振興課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000414.html">https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000414.html</a> <a href="https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000744.html">https://www1.g-reiki.net/city.shimada/reiki_honbun/r303RG0000744.html</a>
140	静岡県沼津市	シズオカケンヌマツシ	沼津市漁港管理条例	第9条の2第3号	市営漁港区域において、漁業活動に支障を及ぼすおそれのある場所で釣り、遊泳等をしてはならないという制限があるため、ドローンを飛行させる者は、事前に確認が必要。	市営内浦漁港 市営西浦漁港 市営井田漁港	055-934-4753 suisan@city.numazu.lg.jp (沼津市水産海浜課)	<a href="http://www10.e-reikinet.jp/opensearch/ictcd=8A8573C75D">www10.e-reikinet.jp/opensearch/ictcd=8A8573C75D</a>
141	静岡県沼津市	シズオカケンヌマツシ	沼津市漁港管理条例	第9条の2第5号	市営漁港区域において、占用の許可に係る土地等に立ち入ってはならないという制限があるため、ドローンを飛行させる者は、事前に確認が必要。	市営内浦漁港 市営西浦漁港 市営井田漁港	055-934-4753 suisan@city.numazu.lg.jp (沼津市水産海浜課)	<a href="http://www10.e-reikinet.jp/opensearch/ictcd=8A8573C75D">www10.e-reikinet.jp/opensearch/ictcd=8A8573C75D</a>

142	静岡県沼津市	シズオカケンヌマツシ	沼津市漁港管理条例	第9条の2第6号	市営漁港区域において、異臭又は騒音を発生させる等他人に迷惑を及ぼしてはならないという制限があるため、ドローンを飛行させる者は、事前に確認が必要。	市営内浦漁港市営西浦漁港市営井田漁港	055-934-4753 suisan@city.numazu.lg.jp (沼津市水産海浜課)	<a href="http://www10.e-reikin.jp/opensearch/?ctcd=8A8573C75D">www10.e-reikin.jp/opensearch/?ctcd=8A8573C75D</a>
143	静岡県沼津市	シズオカケンヌマツシ	沼津市都市公園条例	第3条第9号	都市公園において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、国、県等の他の行政機関から相談があった場合に市長が認めるときは、飛行させることが可能。	沼津市内の都市公園・緑道	055-934-4795 ryokuti@city.numazu.lg.jp (沼津市緑地公園課)	<a href="http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A8573C75D&amp;houcd=H338901010010&amp;no=1&amp;totalCount=2&amp;fromJsp=SrcMi">http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A8573C75D&amp;houcd=H338901010010&amp;no=1&amp;totalCount=2&amp;fromJsp=SrcMi</a>
144	千葉県	チバケン	千葉県立都市公園条例	第六条第一項第九号	県立都市公園においてドローンの飛行は原則禁止。ただし、イベント等で使用する場合は、許可が必要。(「都市公園の公衆の利用を妨げる行為をすること」に該当)	千葉県立都市公園(14公園)	・043-223-3241 ・kouen1@mz.pref.chiba.lg.jp ・千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/press/2015/270529drone-kinshikeiji.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/press/2015/270529drone-kinshikeiji.html</a>
145	千葉県	チバケン	①千葉県立県民の森設置管理条例 ②千葉県立県民の森管理規則 ※上記例規に基づく通知(H27年6月2日付け森第397号)により、各県民の森指定管理者へドローン対応を通知済み。	①第11条第1項第1号 ②4条第1項第8号、第9号	県民の森内において利用者によるドローンの飛行は原則禁止(②規則「秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。」に該当)。ただし、業として行う映画撮影や調査等のための使用は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けることにより飛行させることが可能(①条例による)。	・千葉県立県民の森(6箇所) <a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/kenminnomori/">https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/kenminnomori/</a>	・電話: 043-223-2947 ・メール: rin_kennyuu@mz.pref.chiba.lg.jp (千葉県森林課県有林班)	①条例 <a href="https://www3.e-reikin.jp/cgi-bin/chiba-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=1479397813&amp;CALLTYPE=2&amp;RESNO=1&amp;UKEY=1600925568138">https://www3.e-reikin.jp/cgi-bin/chiba-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=1479397813&amp;CALLTYPE=2&amp;RESNO=1&amp;UKEY=1600925568138</a> ②規則 <a href="https://www3.e-reikin.jp/cgi-bin/chiba-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=1479397813&amp;CALLTYPE=2&amp;RESNO=2&amp;UKEY=1600925609314">https://www3.e-reikin.jp/cgi-bin/chiba-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=1479397813&amp;CALLTYPE=2&amp;RESNO=2&amp;UKEY=1600925609314</a>
146	千葉県印西市	チバケンインザイン	印西市都市公園条例	第4条第9号	「公衆の都市公園の利用を妨げる行為」を禁止しており、ドローンの飛行は、他の公園利用者の迷惑となりケガをさせる恐れがあるので原則禁止。	市の管理する都市公園	0476-33-4663 toseika@city.inzai.chiba.jp 印西市都市整備課	<a href="https://www.city.inzai.lg.jp/0000004130.html">https://www.city.inzai.lg.jp/0000004130.html</a>
147	千葉県芝山町	チバケンシバヤママチ	ひこうきの丘の設置及び管理に関する条例	第6条第9号	ひこうきの丘において、ドローン等の小型無人機の使用をすることを禁止。(例外なし)	下記URLにてひこうきの丘を選択 <a href="http://www.town.shibayama.lg.jp/map/map5.html?target=3-10">http://www.town.shibayama.lg.jp/map/map5.html?target=3-10</a>	0479-77-3909 toshikei@town.shibayama.lg.jp (芝山町企画空港政策課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/town/shibayama/reiki_honbun/e061RG00000586.html">https://www1.g-reiki.net/town/shibayama/reiki_honbun/e061RG00000586.html</a>
148	千葉県芝山町	チバケンシバヤママチ	芝山町公園の設置及び管理に関する条例	第5条第16号	同条例別表第1に掲げる7公園において、無人航空機を飛行させることを原則禁止。ただし、第4条の許可を受けた者が当該許可の行為の中で行う場合は、この限りでない。	下記URLにて①～⑦を選択 ①芝山公園②芝山工業団地公園③はにわ台児童公園④パルールド第1公園⑤パルールド第2公園⑥あけぼの団地公園⑦菱田第1公園 <a href="http://www.town.shibayama.lg.jp/map/map5.html?target=3-10">http://www.town.shibayama.lg.jp/map/map5.html?target=3-10</a>	0479-77-3909 toshikei@town.shibayama.lg.jp (芝山町企画空港政策課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/town/shibayama/reiki_honbun/e061RG00000652.html">https://www1.g-reiki.net/town/shibayama/reiki_honbun/e061RG00000652.html</a>
149	千葉県匝瑳市	チバケンソウサシ	匝瑳市都市公園条例	第7条第9号	都市公園内において、ドローンやラジコンヘリ等を飛ばす行為は禁止。ただし、イベント等のために市長の許可を受けた者は飛行させることが可能。(条例に定める「公園の管理に支障がある行為をすること」に該当)	<a href="https://www.city.sosa.lg.jp/page/page000159.html">https://www.city.sosa.lg.jp/page/page000159.html</a>	0479-73-0091 (都市整備課都市計画班)	<a href="https://www1.g-reiki.net/sosa/reiki_honbun/r325RG00000418.html">https://www1.g-reiki.net/sosa/reiki_honbun/r325RG00000418.html</a> <a href="https://www.city.sosa.lg.jp/page/page002485.html">https://www.city.sosa.lg.jp/page/page002485.html</a>
150	千葉県匝瑳市	チバケンソウサシ	野栄ふれあい公園の設置及び管理に関する条例	第5条第9号	都市公園内において、ドローンやラジコンヘリ等を飛ばす行為は禁止。【例外なし】(条例に定める「公園の管理に支障がある行為をすること」に該当)	<a href="https://www.city.sosa.lg.jp/page/page001342.html">https://www.city.sosa.lg.jp/page/page001342.html</a>	0479-73-0091 (都市整備課都市計画班)	<a href="https://www1.g-reiki.net/sosa/reiki_honbun/r325RG00000420.html">https://www1.g-reiki.net/sosa/reiki_honbun/r325RG00000420.html</a> <a href="https://www.city.sosa.lg.jp/page/page002485.html">https://www.city.sosa.lg.jp/page/page002485.html</a>

151	千葉県千葉市	チバケンチバシ	千葉市都市公園条例	第4条第1項第9号	公園においてドローンの飛行は原則禁止。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。 (「公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること」に該当)	千葉市都市公園 <a href="https://www.city.chiba.jp/ichioshi/event-kanko/koen/index.html">https://www.city.chiba.jp/ichioshi/event-kanko/koen/index.html</a>	・043-245-5780 ・kanri.URP@city.chiba.lg.jp (千葉市公園管理課)	千葉市都市公園条例 <a href="https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/#002RG0000589.html">https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/#002RG0000589.html</a> 都市公園内におけるドローンを使った撮影等許可手続きについて <a href="https://www.city.chiba.jp/toshi/koenrvokuchi/kanri/satuei-dorone-kyoka.html">https://www.city.chiba.jp/toshi/koenrvokuchi/kanri/satuei-dorone-kyoka.html</a>
152	千葉県銚子市	チバケンチョウシ	銚子マリーナの設置及び管理に関する条例	第18条第5号、第22条第1項第2号	直接的にドローンの飛行を禁止する記載ではないが、銚子マリーナの「管理運営上特に支障があると認められる行為」に該当する場合は、その行為を禁止している。 ただし、規則の定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けた場合は、ドローンを飛行させることが可能。	・銚子マリーナ内	・電話番号:0479-24-8932 ・メールアドレス:shorou@city.choshi.lg.jp (銚子市観光商工課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/city_choshi/reiki_honbun/#003RG00009558.html">https://www1.g-reiki.net/city_choshi/reiki_honbun/#003RG00009558.html</a>
153	千葉県銚子市	チバケンチョウシ	銚子市都市公園条例	第6条第9号	都市公園においてドローンの飛行は禁止。(「前各号に掲げるもののほか、都市公園の公衆の利用を妨げる行為をすること。」に該当)	・各都市公園	・電話番号0479-24-8945 ・メールアドレスtoshi1@city.choshi.lg.jp (銚子市都市整備課都市整備室)	<a href="https://www1.g-reiki.net/city_choshi/reiki_honbun/#003RG00009611.html">https://www1.g-reiki.net/city_choshi/reiki_honbun/#003RG00009611.html</a>
154	千葉県銚子市	チバケンチョウシ	銚子市君ヶ浜しおさい公園の設置及び管理に関する条例	第6条第8号	銚子市君ヶ浜しおさい公園においてドローンの飛行は禁止。(「その他市長が公園の管理上必要と認めたこと。」に該当)	・銚子市君ヶ浜しおさい公園	・電話番号0479-24-8945 ・メールアドレスtoshi1@city.choshi.lg.jp (銚子市都市整備課都市整備室)	<a href="https://www1.g-reiki.net/city_choshi/reiki_honbun/#003RG00009613.html">https://www1.g-reiki.net/city_choshi/reiki_honbun/#003RG00009613.html</a>
155	千葉県銚子市	チバケンチョウシ	銚子市体育施設条例	第4条第2項第2号	体育施設その他付属設備をき損する恐れがあると認めるとき、銚子市教育委員会は体育施設の使用を許可しない。	・銚子市体育館 ・銚子市野球場 ・銚子市庭球場 ・銚子市スポーツコミュニティセンター	・電話番号0479-24-9559 ・メールアドレスtaiikukan@city.choshi.lg.jp (銚子市体育館)	<a href="https://www1.g-reiki.net/city_choshi/reiki_honbun/#003RG00009527.html">https://www1.g-reiki.net/city_choshi/reiki_honbun/#003RG00009527.html</a>
156	千葉県流山市	チバケンナガラヤマシ	流山市都市公園条例	第9条第8号	「公衆の都市公園の利用を妨げる行為をすること。」を禁止しており、ドローンの飛行は本規定に該当するものとして原則禁止。 ただし、業として写真又は映画を撮影するときには市長の許可を受けることでドローンを飛行させることが可能。(その行為が公衆の利用や公園の管理上支障がある場合は許可されない)	都市公園	流山市まちづくり推進部みどりの課 04-7150-6092	<a href="https://krg021.legal-square.com/HAS=Shohin/page/SJSrbl.org.in.isf">https://krg021.legal-square.com/HAS=Shohin/page/SJSrbl.org.in.isf</a>
157	千葉県成田市	チバケンナリタシ	成田市都市公園条例	第5条第1項第10号	都市公園内において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が認めるときは、飛行させることが可能。	市内の都市公園	0476-20-1562 koen@city.narita.chiba.jp	<a href="https://www1.g-reiki.net/narita/reiki_honbun/#009RG00000760.html">https://www1.g-reiki.net/narita/reiki_honbun/#009RG00000760.html</a>
158	千葉県成田市	チバケンナリタシ	公の施設に係る設置及び管理に関する条例等	—	公の施設に係る設置及び管理に関する条例に規定している、「管理運営上支障が生じるおそれがあるとき」に該当し、禁止となる可能性がある。	市内の成田市が設置している公の施設等	公の施設所管課	—
159	千葉県野田市	チバケンノダシ	野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例	・第7条第1項各号 ・第9条第5号	ドローンの飛行は、野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例第9条第5号に規定する「他の者の迷惑となる行為をすること。」に当たり、原則禁止。 ただし、同条例第7条第1項各号に規定する「業として写真又は映画等を撮影すること。」「競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため、あおぞら広場の全部又は一部を独占して使用すること。」等に該当する場合であって、教育委員会の許可を受けたときは、飛行させることが可能。	野田市関宿あおぞら広場	・04-7125-2639 ・生涯学習部青少年課 (青少年センター内)	<a href="http://www2.city.noda.chiba.jp/reiki_int/reiki_honbun/#009RG00000877.html">http://www2.city.noda.chiba.jp/reiki_int/reiki_honbun/#009RG00000877.html</a>
160	千葉県船橋市	チバケンフナバシ	船橋市都市公園条例	第8条8号	<行為の禁止>事項の中で、その他公園の管理上支障のある行為に該当。(ただし、市長が認めた場合は、一定の条件を附して許可。)	当市公園緑地課所管施設	047-436-2555 kouen@city.funabashi.lg.jp (船橋市公園緑地課)	船橋市 例規集より「船橋市都市公園条例」を検索



161	千葉県松戸市	チバケンマツドシ	松戸市都市公園条例	第5条第9号及び第6条	都市公園でのドローンの利用は、個人での利用は禁止としている。ただし、業として撮影等を行う場合に限り、市との事前協議を行い、航空局の許可を得ていることを条件として、安全な範囲内で使用を認めている。		047-366-7380 mckouen@city.matsudo.chiba.jp (松戸市公園緑地課)	<a href="https://www.1g-reiki.net/matsudo/reiki_honbun/#004RG000029.html">https://www.1g-reiki.net/matsudo/reiki_honbun/#004RG000029.html</a> (松戸市都市公園条例)
162	千葉県四街道市	チバケンヨツカイドウシ	四街道市都市公園条例	第10条第9号	条例第10条第9号において、「その他公園の管理に支障のある行為をすること。」を禁止している。ドローンの飛行は、解釈上、これに該当するものとして原則禁止。	都市公園 都市緑地	・043-421-2263 ・ytoshi@city.yotsukaicho.chiba.jp (四街道市都市計画課)	<a href="https://www.1g-reiki.net/yotsukaicho/reiki_menu.html">https://www.1g-reiki.net/yotsukaicho/reiki_menu.html</a>
163	東京都	トウキョウト	東京都立公園条例	第16条第10号	都立公園における無人航空機の飛行については、公園利用者の安全等に配慮する必要があることから原則として禁止する。	都立公園一覧 <a href="https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/kouenannai/ichiran.html">https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/kouenannai/ichiran.html</a>	・03-5320-5376 ・S0000381@section.metro.tokyo.jp (東京都建設局公園緑地部公園課)	(東京都立公園条例) <a href="http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001484.html">http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001484.html</a>
164	東京都	トウキョウト	東京都港湾管理条例	第23条第3号及び第4号	東京港の港湾施設及び港湾区域(水域)においてドローンを飛行させる場合は、飛行の安全性や港湾施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないこと等について、東京都港湾局の承認又は確認が必要。	東京港の港湾施設及び港湾区域(水域)	【港湾施設】 03-5320-5556 S0000758@section.metro.tokyo.jp (東京港港湾局港湾経営部経営課) 【港湾区域】 03-5463-0217 S0000531@section.metro.tokyo.jp (東京港管理事務所港務課)	(東京都港湾管理条例) <a href="http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00003359.html">http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00003359.html</a> (東京港の港湾施設における無人航空機利用の取扱いについて) <a href="https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/kouwanshisetsu_unyohoushin3004.pdf">https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/kouwanshisetsu_unyohoushin3004.pdf</a> (東京港の港湾区域における無人航空機利用運用方針) <a href="https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/suiiki_unyohoushin3104.pdf">https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/suiiki_unyohoushin3104.pdf</a>
165	東京都	トウキョウト	東京都海上公園条例	第17条9項	海上公園内において、公園の水域も含めて、知事の許可を得た場合を除き、ドローンの飛行は原則禁止。	海上公園一覧 <a href="https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/kanko/park/kansaku.html">https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/kanko/park/kansaku.html</a>	03-5320-5576 S0000521@section.metro.tokyo.jp (東京都港湾局臨海開発部海上公園課)	(東京都海上公園条例) <a href="http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001538.html">http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001538.html</a>
166	東京都荒川区	トウキョウトアラカワク	荒川区立公園条例	第9条第9号	「他人に迷惑を及ぼす行為をすること」に該当		・03-3802-3111 (内線2736・2737) ・douro-kouen@city.arakawa.tokyo.jp (防災都市づくり部道路公園課)	<a href="https://www.city.arakawa.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/P800RG00000515.html">https://www.city.arakawa.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/P800RG00000515.html</a>
167	東京都多摩市	トウキョウトタマシ	多摩市立公園条例	第3条第1項第10号	ドローンの飛行は、「市立公園の管理に支障がある行為」と捉え、禁止している。	全市立公園 <a href="http://www.city.tama.lg.jp/0000007594.html">http://www.city.tama.lg.jp/0000007594.html</a> (市公式HP)	042-338-6837 (環境部公園緑地課)	<a href="http://www.3e-reikin.jp/tama/d1w_reiki/H347901010035/H347901010035.html">http://www.3e-reikin.jp/tama/d1w_reiki/H347901010035/H347901010035.html</a>
168	東京都千代田区	トウキョウトチヨダク	千代田区営千鳥ヶ淵ポート場条例施行規則	第5条第1項第5号	区営千鳥ヶ淵ポート場内において、ドローンの操作する者・操作しようとする者に対して、ポートへの乗艇を拒絶、利用を停止することができる。	区営千鳥ヶ淵ポート場	03-5211-3650 shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp (千代田区商工観光課)	<a href="https://www.10e-reikin.jp/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A8016805F&amp;houcd=H334901010007&amp;no=1&amp;totalCount=3&amp;bnJiten=5020916">https://www.10e-reikin.jp/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A8016805F&amp;houcd=H334901010007&amp;no=1&amp;totalCount=3&amp;bnJiten=5020916</a>
169	東京都千代田区	トウキョウトチヨダク	千代田区都市公園条例	第6条第8号及び第9号	区立公園においてドローンの飛行は原則禁止。  (公園は安全な環境の元、住民の屋外における休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供するものであり、浮揚し飛行するドローンは、公衆が公園を安心して安全に利用することに支障を及ぼす可能性があることから「用途外の公園使用」「公園管理への支障」に該当)	区立公園	03-5211-4235 machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp (千代田区環境まちづくり部環境まちづくり総務課)	<a href="http://www.10e-reikin.jp/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A8016805F&amp;houcd=H334901010007&amp;no=1&amp;totalCount=3&amp;bnJiten=5020916">http://www.10e-reikin.jp/opensearch/SrJbF01/init?ctcd=8A8016805F&amp;houcd=H334901010007&amp;no=1&amp;totalCount=3&amp;bnJiten=5020916</a>

170	東京都千代田区	トウキョウトチヨダク	千代田区立児童遊園条例	第4条第4号	区立児童遊園においてドローンの飛行は原則禁止。  (浮揚し飛行するドローンは、児童が児童遊園を安心して安全に利用することに支障を及ぼす可能性があることから「児童遊園の管理上支障がある行為」に該当)	区立児童遊園	03-5211-4235 machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp (千代田区環境まちづくり部環境まちづくり総務課)	<a href="http://www10.e-reikinet.jp/opensearch/SrJobF01/init?ctcd=8A&amp;016805F&amp;houcd=H340901010009&amp;no=1&amp;totalCount=1&amp;bnJiten=5020916">http://www10.e-reikinet.jp/opensearch/SrJobF01/init?ctcd=8A&amp;016805F&amp;houcd=H340901010009&amp;no=1&amp;totalCount=1&amp;bnJiten=5020916</a>
171	東京都八王子市	トウキョウトハチオウジシ	八王子市都市公園条例	第3条の2第1項第9号	市内の公園・緑地等において他の利用者の安全のため、無人航空機の使用を原則禁止。 (「公園の管理に支障がある行為」に該当)	市立都市公園	・042-620-7335 ・ b400100@city.hachioji.tokyo.jp (八王子市都市戦略課)	<a href="https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/109/p011993.html">https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/109/p011993.html</a>
172	徳島県徳島市	トクシマケントクシマシ	徳島市都市公園条例	第3条、第6条	都市公園において、行商、募金その他これらに類すること、業として写真又は映画を撮影すること、興行を行うこと、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する者は、市長の許可を受けなければならない。ドローンの飛行についても、事前に公園使用許可申請が必要である。また、利用が危険と認められる場合は、公園利用者の危険を防止するため都市公園での利用を禁止している。都市公園条例のほか、市の施設等の上空で飛行させる場合には、事前にご相談をいただきたい。	都市公園条例による規制では、人口集中地区内外に関わらず、公園使用許可申請が必要。 このほか、市の施設等の上空では、要相談。	・088-621-5295 ・ koen_ryokuchi@city-tokushima.i-tokushima.jp (都市公園条例以外について・企画政策課) ・088-621-5085 ・ kikaku_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp	(徳島市都市公園条例) <a href="http://reiki.city.tokushima.tokushima.jp/reiki_honbun/o002RG00000390.html">http://reiki.city.tokushima.tokushima.jp/reiki_honbun/o002RG00000390.html</a>
173	徳島県那賀町	トクシマケンナカチョウ	那賀町小型無人航空機利活用拠点施設条例	第14号	小型無人航空機利活用拠点施設においてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。	那賀町小型無人航空機利活用拠点施設	・0884-62-1184 ・naka-drone@naka.i-tokushima.jp ・まち・ひと・しごと戦略課ドローン推進室	(条例) <a href="https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/gyosei/reiki/reiki_honbun/r093RG00000916.html">https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/gyosei/reiki/reiki_honbun/r093RG00000916.html</a> (ドローン関係について) <a href="http://nakadrone.com/">http://nakadrone.com/</a>
174	栃木県	トチギケン	栃木県都市公園条例	第5条第1項第10号	栃木県営都市公園内において、公園の利用及び管理に支障を及ぼす行為は禁止されており、ドローンの使用は、本条項に該当する。ただし、行政目的で行うものは除く。	県営都市公園内	・028-658-0128 ・kouen-j@pref.tochigi.lg.jp (栃木県公園事務所)	<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae10106421.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae10106421.html</a>
175	栃木県小山市	トチギケンオヤマシ	渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例	第6条第1項第1号	渡良瀬遊水地の小山市域において、200g以下のものを含めてドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が認めるときは、飛行させることが可能。	<a href="https://www.city.oyama.tochigi.jp/uploaded/attachment/210036.pdf">https://www.city.oyama.tochigi.jp/uploaded/attachment/210036.pdf</a>	・0285-22-9354 ・d-ramsar@city.oyama.tochigi.jp (小山市渡良瀬遊水地ラムサール推進課)	<a href="https://www.city.oyama.tochigi.jp/site/watara-seyusuichi/219358.html">https://www.city.oyama.tochigi.jp/site/watara-seyusuichi/219358.html</a>
176	栃木県小山市	トチギケンオヤマシ	小山市都市公園条例	第5条第1項第10号	都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。(10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。	小山市管理公園内	・0285-22-9877(9878) ・d-kouen@city.oyama.tochigi.jp (小山市水と緑の推進課)	<a href="http://www.city.oyama.tochigi.jp/cache.yimg.jp/soshiki/51/972.html">http://www.city.oyama.tochigi.jp/cache.yimg.jp/soshiki/51/972.html</a>
177	栃木県栃木市	トチギケントチギシ	栃木市公園条例	第3条第5条第8項第6条	栃木市内の公園では原則ドローンの飛行は禁止。ただし、市長が認めるときは飛行させることが可能。	公園緑地課の管理している公園全域	0282-21-2413 kouen@city.tochigi.lg.jp 栃木市公園緑地課公園緑地整備係	<a href="http://city.tochigi.lg.jp/soshiki/40/644.html">http://city.tochigi.lg.jp/soshiki/40/644.html</a>



178	鳥取県	トトリケン	鳥取県都市公園条例	第2条第1項第10号	鳥取県都市公園条例第2条第1項第10号の規定に基づき、「模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせる」行為を知事が定めるものとして、平成27年5月21日付けで禁止した。 なお、公園内への持ち込み、操縦自体を禁止するものではありません。他の利用者に危険が及ぶことがないよう、周りに十分配慮いただいた上での使用については問題ありません。	・鳥取県立布勢総合運動公園 ・鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 ・鳥取県立米子駅前だんだん広場	・電話番号 0857-26-7981 ・メールアドレス midori-shizen@pref.tottori.lg.jp (鳥取県緑豊かな自然課)	■条例 <a href="http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG0000072.8.html">http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG0000072.8.html</a> ■県立都市公園における小型無人機等の飛行に係る取扱いについて <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/45319.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/45319.htm</a>
179	鳥取県	トトリケン	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例	第10条第1項第5号	鳥取砂丘において、ドローンを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせることを禁止行為としている。	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第2条第1項第1号の別表に定める区域。	・電話番号 0857-26-7980 ・メールアドレス midori-shizen@pref.tottori.lg.jp (鳥取県緑豊かな自然課)	<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/178123.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/178123.htm</a>
180	鳥取県米子市	トトリケンヨナゴシ	米子市都市公園条例	第8条第1項(4)	都市公園において、写真又は映画の撮影をおこなう者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。	・湊山公園 ・弓ヶ浜公園 ・日野川運動公園等	・0859-23-5241 ・ <a href="mailto:kensetsukikaku@city.yonago.lg.jp">kensetsukikaku@city.yonago.lg.jp</a> (米子市建設企画課) ※運動公園についてはスポーツ振興課	<a href="http://reiki.city.yonago.lg.jp/reiki/H417901010145.html">http://reiki.city.yonago.lg.jp/reiki/H417901010145.html</a>
181	長崎県平戸市	ナガサキケンヒラドシ	平戸市都市公園条例	第2条第1項第4号	都市公園内でドローンを飛行させようとする者は、市長の許可を受けなければならない行為がある。 ・(4)「協議会、展示会、博覧会、写真撮影会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」	・遊具周辺 ・展望施設 〜〜等	・0950-22-9165 ・ <a href="mailto:keikan@city.hirado.lg.jp">keikan@city.hirado.lg.jp</a> ・平戸市都市計画課	<a href="https://www3.e-reikin.jp/hirado/d1w.r.eiki/H417901010164/H417901010164.html">https://www3.e-reikin.jp/hirado/d1w.r.eiki/H417901010164/H417901010164.html</a>
182	長野県	ナガノケン	長野県都市公園条例	第8条	都市公園において小型無人機(ドローン等)の飛行は原則禁止。 松本平広域公園を除き、申請に基づき安全性が確保され、危険・迷惑行為等に該当しないことが確認できた場合は使用を認める。 ※松本平広域公園内は、航空法の規制により、小型無人機(ドローン等)の飛行は不可。	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/koen/koen.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/koen/koen.html</a>	・電話番号 026-235-7296 ・メールアドレス <a href="mailto:toshikouen@pref.naganano.lg.jp">toshikouen@pref.naganano.lg.jp</a>	【条例】 <a href="https://www3.e-reikin.jp/cgi-bin/nagano-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=298829485&amp;CALLTYPE=1&amp;RESNO=28&amp;UKEY=1599733747258">https://www3.e-reikin.jp/cgi-bin/nagano-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=298829485&amp;CALLTYPE=1&amp;RESNO=28&amp;UKEY=1599733747258</a> 【県HP】 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/koen/anzenriyo.htm">https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/koen/anzenriyo.htm</a>
183	長野県安曇野市	ナガノケンアツミノシ	安曇野市都市公園条例	第7条第1項第10号	都市公園内では、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が認めるときは飛行させることが可能。	市内44都市公園	0263-71-2249 <a href="mailto:toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp">toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp</a> (安曇野市都市建設部都市計画課)	<a href="http://www.city.azumino.nagano.jp/reiki/d1w.r.eiki/H417901010207/H417901010207.html">http://www.city.azumino.nagano.jp/reiki/d1w.r.eiki/H417901010207/H417901010207.html</a>
184	長野県安曇野市	ナガノケンアツミノシ	安曇野市室山アグリパーク条例	第7条第1項第7号	室山アグリパーク内では、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が認めるときは飛行させることが可能。	室山アグリパーク	0263-71-2249 <a href="mailto:toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp">toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp</a> (安曇野市都市建設部都市計画課)	<a href="http://www.city.azumino.nagano.jp/reiki/d1w.r.eiki/H417901010152/H417901010152.html">http://www.city.azumino.nagano.jp/reiki/d1w.r.eiki/H417901010152/H417901010152.html</a>

185	長野県佐久市	ナガノケンサクシ	佐久市公園条例(平成19年3月23日条例第15号)	(行為の禁止) 第6条第11号	都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。 (11) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる行為  ドローン等の飛行・操縦については、当該規定により、公園管理に支障が生じる行為として、原則禁止している。申請に基づき安全性が確保され、管理に支障が生じないことが確認された場合は使用を認めている。	都市公園内	佐久市公園緑地課 0267-62-3424	<a href="http://www3.e-reikin.jp/saku/d1w_reiki/reiki.html">http://www3.e-reikin.jp/saku/d1w_reiki/reiki.html</a>
186	長野県長野市	ナガノケンナガシ	長野市都市公園条例	第5条	公園内等での市民の皆さまの安全を確保する観点から、都市公園及び遊園地内において小型無人機(ドローン)を含む無線操縦飛行機について「飛行禁止」とします。 ただし次の場合は飛行可とする。 1. 警察、消防等の活動に使用する場合 2. 事故や災害時の公共機関等による捜索・救助等の場合 3. 許可基準に適合する飛行申請に対しての許可	本市が管理する公園等の全て	・026-224-5054 kouen@city.naganano.lg.jp (長野市公園緑地課)	(条例) <a href="https://www.city.naganano.jp/reiki/reiki.html">https://www.city.naganano.jp/reiki/reiki.html</a> (小型無人機の取り扱いについて) <a href="https://www.city.naganano.jp/soshiki/kouen/120116.html">https://www.city.naganano.jp/soshiki/kouen/120116.html</a>
187	奈良県奈良市	ナラケンナラシ	奈良市都市公園条例	第5条(9)	都市公園におけるドローンの飛行は原則禁止(「都市公園の利用及び管理に支障がある行為をすること」に該当)ただし、学術研究などで飛行を許可した事例あり。	航空法により定められた禁止区域	0742-34-4916 kouenryokuchi@city.nara.lg.jp (奈良市公園緑地課)	
188	奈良県奈良市	ナラケンナラシ	奈良市都市公園条例	第5条(9)	都市公園におけるドローンの飛行は原則禁止(「都市公園の利用及び管理に支障がある行為をすること」に該当)ただし、学術研究などで飛行を許可した事例あり。	市内の都市公園の上空	0742-34-4916 kouenryokuchi@city.nara.lg.jp (奈良市公園緑地課)	
189	奈良県大和高田市	ナラケンヤマトタカダシ	大和高田市営斎場設置及び管理条例	第5条第1項第2号	第5条第1項第2号において、斎場の管理運営上支障があると認める行為を制限しており、ドローンの飛行も本規定に該当するものとして原則禁止している。飛行させるには、許可が必要。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	0745-22-1101 eisei@city.yamatotakada.nara.jp (大和高田市環境衛生課)	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w_reiki/H404901010035/H404901010035.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w_reiki/H404901010035/H404901010035.html</a>
190	奈良県大和高田市	ナラケンヤマトタカダシ	大和高田市自転車駐車場条例	第9条第1項第5号	第9条第1項第5号において、自転車駐車場の管理運営上支障があると認める行為を制限しており、ドローンの飛行も本規定に該当するものとして原則禁止している。飛行させるには、許可が必要。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	0745-22-1101 seikatuanzen@city.yamatotakada.nara.jp (大和高田市生活安全課)	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w_reiki/H405901010018/H405901010018.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w_reiki/H405901010018/H405901010018.html</a>
191	奈良県大和高田市	ナラケンヤマトタカダシ	大和高田市総合福祉会館条例	第7条第1項第5号	第7条第1項第5号において、総合福祉会館の管理運営上支障があると認める行為を制限しており、ドローンの飛行も本規定に該当するものとして原則禁止している。飛行させるには、許可が必要。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	0745-23-0789 (大和高田市総合福祉会館事務所)	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w_reiki/H417901010036/H417901010036.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w_reiki/H417901010036/H417901010036.html</a>
192	奈良県大和高田市	ナラケンヤマトタカダシ	大和高田市高田温泉さくら荘条例	第6条第1項第5号	第6条第1項第5号において、高田温泉さくら荘の管理運営上支障があると認める行為を制限しており、ドローンの飛行も本規定に該当するものとして原則禁止している。飛行させるには、許可が必要。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	0745-23-4126 (大和高田市高田温泉さくら荘事務所)	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w_reiki/H417901010025/H417901010025.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w_reiki/H417901010025/H417901010025.html</a>

193	奈良県大和高田市	ナラケンヤマトタカダシ	大和高田市勤労青少年ホーム条例	第6条第1項第6号	第6条第1項第6号において、勤労青少年ホームの管理運営上支障があると認める行為を制限しており、ドローンの飛行も本規定に該当するものとして原則禁止している。飛行させるには、許可が必要。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	0745-22-1101 syoukou@city.yamatotakada.nara.jp (大和高田市産業振興課)	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w/reiki/H351901010025/H351901010025.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w/reiki/H351901010025/H351901010025.html</a>
194	奈良県大和高田市	ナラケンヤマトタカダシ	大和高田市公園条例	第5条第1項第7号	第5条第1項第7号において、公園の管理運営上支障があると認める行為を制限しており、ドローンの飛行も本規定に該当するものとして原則禁止している。飛行させるには、許可が必要。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	0745-22-1101 tokei@city.yamatotakada.nara.jp (大和高田市都市計画課)	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w/reiki/H339901010060/H339901010060.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w/reiki/H339901010060/H339901010060.html</a>
195	奈良県大和高田市	ナラケンヤマトタカダシ	大和高田市総合公園施設条例	第6条第1項第5号	第6条第1項第5号において、総合公園の管理運営上支障があると認める行為を制限しており、ドローンの飛行も本規定に該当するものとして原則禁止している。飛行させるには、許可が必要。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	0745-22-1101 tokei@city.yamatotakada.nara.jp (大和高田市都市計画課)	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w/reiki/H417901010027/H417901010027.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w/reiki/H417901010027/H417901010027.html</a>
196	奈良県大和高田市	ナラケンヤマトタカダシ	大和高田市運動場条例	第3条第1項第2号	第3条第1項第2号において、運動場の管理運営上支障があると認める行為を制限しており、ドローンの飛行も本規定に該当するものとして原則禁止している。飛行させるには、許可が必要。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	0745-22-8862 taikukan@city.yamatotakada.nara.jp (大和高田市教育委員会事務局体育振興課)	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w/reiki/H327901010025/H327901010025.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/d1w/reiki/H327901010025/H327901010025.html</a>
197	新潟県燕市	ニイガタケンツバメシ	燕市都市公園条例	第3条第1項第2号及び同条第2項、第5条第7号	業として写真又は映画の撮影をする場合、事前に市長の許可が必要(第3条第1項第2号、同条第2項)。また、許可がある場合を除き、危険の恐れのある遊戯をし、又は公衆の利用に支障のある行為をすることは禁止している(第5条第7号)。	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/kokyo/map.html</a>	・0256-77-8262 ・ toshikei@city.tsubame.lg.jp (燕市都市計画課)	<a href="http://www.city.tsubame.niigata.jp/reiki/honbun/r353RG00000555.html">http://www.city.tsubame.niigata.jp/reiki/honbun/r353RG00000555.html</a>
198	兵庫県	ヒョウゴケン	兵庫県立都市公園条例	第3条第4号	「たき火その他危険な行為をすることにより禁止。県立都市公園内においてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/wd26_000000004.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/wd26_000000004.html</a>	・078-362-3098 ・ shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp (兵庫県市町振興課)	<a href="http://www10.e-reikin.jp/opensrch/SrJbF01/init?ctcd=8A950FF43&amp;houcd=H339901010053&amp;no=1&amp;totalCount=2&amp;fromJsp=SrcMi">http://www10.e-reikin.jp/opensrch/SrJbF01/init?ctcd=8A950FF43&amp;houcd=H339901010053&amp;no=1&amp;totalCount=2&amp;fromJsp=SrcMi</a>
199	兵庫県加古川市	ヒョウゴケンカコガワシ	加古川市都市公園条例	第5条第1号	都市公園内は、ドローンの飛行は原則禁止。【例外なし】(「都市公園を損傷し、又は汚損すること」に該当)	日岡山公園 浜の宮公園 加古川河川敷緑地 志方東公園 鶴林寺公園 ～～等	・電話番号 079-427-9271 ・メールアドレス kouen@city.kakogawa.lg.jp (加古川市公園緑地課)	(条例) <a href="https://www.city.kakogawa.lg.jp/section/reiki/int/reiki_honbun/k312RG00000530.html">https://www.city.kakogawa.lg.jp/section/reiki/int/reiki_honbun/k312RG00000530.html</a>
200	兵庫県神戸市	ヒョウゴケンコウベシ	神戸市港湾施設条例	第29条	神戸市港湾施設条例第29条(港湾施設の使用制限)に基づき、港湾緑地では、イベント等の多客時における飛行は原則認めない。また、荷捌き地等の港湾施設でも港湾作業に支障となる恐れがあるため、原則認めない。	港湾緑地 荷捌き地等の港湾施設	078-304-2500 port_kanri@office.city.kobe.lg.jp (神戸港管理事務所)	<a href="https://www1.e-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000775.html">https://www1.e-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000775.html</a>
201	兵庫県神戸市	ヒョウゴケンコウベシ	須磨海岸を守り育てる条例	第23条第1項第12号	須磨海岸では、ドローンの飛行は原則禁止。例外的に飛行を認める場合(報道等)は個別に判断する。(条例の規定「市長が海岸の管理運営上支障があると認める行為」に該当)	須磨海岸	078-333-3330 (神戸市港湾局海岸防災課)	<a href="https://www1.e-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00001438.html">https://www1.e-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00001438.html</a>
202	兵庫県神戸市	ヒョウゴケンコウベシ	神戸市都市公園条例	第6条第9号	都市公園において、ドローンの飛行は原則禁止。ただし、市長が認めるときは、飛行させることが可能。(「都市公園の管理に支障がある行為」に該当)	<a href="https://www1.e-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000739.html">https://www1.e-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000739.html</a>	078-595-6452 park@office.city.kobe.lg.jp	<a href="https://www1.e-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000737.html">https://www1.e-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000737.html</a>
203	兵庫県宝塚市	ヒョウゴケンタカラヅカシ	宝塚市都市公園条例	第6条第10号	遊んでいる人や歩行者等にドローンがぶつかってしまう可能性があり、危険であるためドローンの飛行を禁止。ただし、都市公園法(以下「法」という。)第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は宝塚市都市公園条例第4条第1項の許可に係る事項については、この限りでない。	宝塚市都市公園条例別表第1に掲げる都市公園 例 ・末広中央公園 ・山手台中央公園 ・中山中央公園 ・すみれが丘中央公園 ・武庫川河川敷公園等	0797-77-2021 m- takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp 宝塚市公園河川課	<a href="http://www2.city.takarazuka.hyogo.jp/reiki/int/reiki_honbun/k316RG0000525.html">http://www2.city.takarazuka.hyogo.jp/reiki/int/reiki_honbun/k316RG0000525.html</a>

204	兵庫県姫路市	ヒョウケンヒメジン	姫路城管理条例	第8条第1項	姫路城の上空においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、文化財の調査その他の目的のため教育委員会が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。	姫路城 https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000007638.html	・079-285-1146 ・himejijyo@city.himeji.lg.jp (姫路城管理事務所)	<a href="https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/category/5-1-5-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/category/5-1-5-0-0-0-0-0-0.html</a>
205	広島県広島市	ヒロシマケンヒロシマシ	広島市公園条例	第5条第7号及び同第8号	第7号 公園の利用者に迷惑を及ぼすような行為をすること。 第8号 前各号のほか、公園の管理に支障があると認められる行為をすること。	・平和記念公園の上空 ・中央公園のうち、広島城跡区域の上空	・電話番号 082-504-2390 ・メールアドレス park@city.hiroshima.lg.jp (広島市都市整備局緑化推進部緑政課)	<a href="https://www.city.hiroshima.lg.jp/kikaku/houki/r5-siki_int/reiki_honbun/r5-00RG00000619.html">https://www.city.hiroshima.lg.jp/kikaku/houki/r5-siki_int/reiki_honbun/r5-00RG00000619.html</a>
206	広島県府中市	ヒロシマケンフチュウシ	府中市観光地設置及び管理条例	第7条第3号及び第4号	他人に危害を及ぼす危険な行為又は秩序及び風俗を乱す行為、その他管理上支障を及ぼす行為を禁止。	市内観光施設	・0847-43-7141 ・kanko@city.fuchuhiroshima.jp (府中市観光課)	
207	広島県府中市	ヒロシマケンフチュウシ	府中市都市公園条例	第6条第11号	危険の恐れのある行為又は他人の迷惑になるような行為を禁止。ただし、市長の承認を受けた場合は可能。	都市公園	・0847-43-7236 ・doboku@city.fuchuhiroshima.jp (府中市土木課)	
208	広島県府中市	ヒロシマケンフチュウシ	府中市こどもの国条例	第6条2号	他人に危害を及ぼす危険な行為又は秩序若しくは風俗を乱す行為を禁止。	府中市こどもの国敷地内	・0847-43-7139 ・jyosei-kodomo@city.fuchuhiroshima.jp (府中市女性こども課)	
209	福井県福井市	フクイケンフクイシ	福井市都市公園条例	第4条第8項	都市公園においてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。 〔「他人の遊戯を妨げるなど他人に迷惑となる行為をすること」に該当〕	福井市が管理する公園	・0776-20-5460 ・kouen@city.fukui.lg.jp (福井市公園課)	(条例) <a href="https://www1.g-reiki.net/city/fukui/reiki_honbun/s500RG00000705.html">https://www1.g-reiki.net/city/fukui/reiki_honbun/s500RG00000705.html</a>
210	福岡県北九州市	フクオカケンキタクウシュウシ	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	第5条第1項	(行為の禁止) 第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。  現在のところ、本市では、ドローン飛行中の予期せぬ事態が、他の公園利用者に危険を感じさせることや、ドローンを安全に飛行させるためには、公園内の広い空間が必要となり、他の公園利用者の使用を制限することになるため、私的な利用についてはご遠慮いただいております。公共・公益目的での空撮以外は、許可していないのが現状です。	・都市公園 都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園  ・和布刈公園 ・勝山公園 ・長野緑地 ・中央公園 ・本城公園 等	・電話番号 093-582-2464 ・アドレス kouenkanri@city.kitakyushu.lg.jp (北九州市建設局公園緑地部公園管理課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\NEFServ2\ss0006EA54WGUEST&amp;TID=1&amp;SYSID=378">https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\NEFServ2\ss0006EA54WGUEST&amp;TID=1&amp;SYSID=378</a> (北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例)  *(参考)本市HP「寄せられた市民のこえとその回答・対応」(5) 無人航空機(ドローン)による影響について <a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/15000080.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/15000080.html</a>
211	福岡県福岡市	フクオカケンフクオカシ	福岡市漁港管理条例	第11条の3	「漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」 (漁港の維持管理及び安全かつ適正な利用に支障となるおそれがある場合は、許可できない場合がありますので、漁港区域内での飛行に関しては事前にご相談ください。)	・博多漁港 ・奈多漁港 ・志賀島漁港 ・弘漁港 ・浜崎今津漁港 ・唐泊漁港 ・西浦漁港 ・玄界漁港	092-711-4372 gyoko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp (福岡市農林水産局水産部漁港課)	<a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00000639.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00000639.html</a>
212	福岡県福岡市	フクオカケンフクオカシ	福岡市公園条例	第5条第1項第9号	「その他危険な遊びをすること」に該当する行為として原則禁止しており、飛行させるには許可が必要。	福岡市が管理する都市公園	・092-711-4407 midoriunei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp (福岡市住宅都市局みどりのまち推進部みどり運営課)	<a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00000707.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00000707.html</a>
213	福島県	フクシマケン	福島県産業支援館条例	第七条第2項	福島県中小企業振興館においてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を指定管理者に届け出なければならない。 ただし、指定管理者が認めるときは、飛行させることが可能。	福島県中小企業振興館	024-521-7288 keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp (福島県経営金融課)	<a href="http://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumeantView">http://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumeantView</a>



214	福島県	フクシマケン	福島県産業交流館条例	第六条	以下について確認が必要となるため、事前に指定管理者へ相談願います。 ・秩序を乱す恐れがないか ・善良の風俗を害する恐れがないか ・施設又は付属設備を損傷する恐れがないか	産業交流館の敷地内	福島県産業交流館 024-947-8010	<a href="https://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogIn.jsf">https://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogIn.jsf</a>
215	福島県	フクシマケン	天鏡閣条例	第九条	他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為でないか、確認が必要となるため、事前に指定管理者へ相談願います。	天鏡閣の敷地内	天鏡閣 0242-65-2811	<a href="https://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogIn.jsf">https://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogIn.jsf</a>
216	福島県	フクシマケン	福島県ハイテクプラザ条例	第7条	以下について確認が必要となるため、事前に福島県ハイテクプラザへ相談願います。 ・秩序を乱す又は善良の風俗を害する恐れがないか ・施設及び設備を損傷する恐れがないか ・その他ハイテクプラザ設置の目的に反しないか	福島県ハイテクプラザの敷地内	福島県ハイテクプラザ 024-959-1736	<a href="https://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogIn.jsf">https://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogIn.jsf</a>
217	福島県	フクシマケン	福島県農業総合センター条例	第4条	総合センターを使用しようとする者は承認を受けなければならない。 ドローン飛行についても、承認または届け出が必要な場合があるので、問い合わせ先に確認すること。	農業総合センター敷地のすべて	・024-958-1705 ・nougyou.centre@pref.fukushima.lg.jp	HP <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200a/">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200a/</a>
218	福島県	フクシマケン	福島県農業総合センター条例	第4条	総合センターを使用しようとする者は承認を受けなければならない。 ドローン飛行についても、承認または届け出が必要な場合があるので、問い合わせ先に確認すること。	農業短期大学校敷地のすべて	・0248-42-4111 ・nougyou.noutan@pref.fukushima.lg.jp	HP <a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37207a/">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37207a/</a>
219	北海道旭川市	ホッカイドウアサヒカワシ	旭川市都市公園条例	第5条第9号	旭川市都市公園において、市長が公園管理上特に必要があると認め、禁止することに該当するものとしてドローンを飛行させることを禁止している。ただし、「業として写真又は映画を撮影すること」について、市長の許可を受けた場合（同条例第3条第1項第2号）は、飛行させることが可能。	・旭川市内全ての都市公園	・電話番号 0166-25-9705 ・メールアドレス kouennidori@city.asahikawa.lg.jp (旭川市土木部公園みどり課)	(条例) <a href="http://www1.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/soumu_soumu/d1w_reiki/H332901010022/H332901010022.html">http://www1.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/soumu_soumu/d1w_reiki/H332901010022/H332901010022.html</a> (HP) <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/449/kouen/p004700.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/449/kouen/p004700.html</a>
220	北海道足寄町	ホッカイドウアショロチヨウ	足寄町公園条例	第5条第1項	公園内において個人によるドローンの飛行は原則禁止。「町長が公園管理上特に必要と認め禁止すること」に該当)	里見が丘公園 中央公園 稲荷山公園 中島通公園 つくし公園 等	0156-25-2141 toshikeikaku@town.ashoro.hokkaido.jp(建設課建設室管理・都市計画担当)	<a href="https://www.town.ashoro.hokkaido.jp/d1w_reiki/reiki.html">https://www.town.ashoro.hokkaido.jp/d1w_reiki/reiki.html</a>
221	北海道恵庭市	ホッカイドウエニワシ	恵庭市都市公園条例	第6条	条例第6条第10号において、市長が公園の管理上特に必要があると認める行為の禁止を定めており、ドローンの飛行は、解釈上、これに該当するものとして原則禁止。 ただし、都市公園内において、業として写真又は映画を撮影する時には市長の許可を受けなければならないとしているため、ドローン飛行により撮影する場合も許可が必要となる。また、その行為が公衆の利用や公園の管理上支障があると認められる場合については、許可はされない。	・ことぶき公園 ・こぶし公園 ・ひまわり公園 ・こまどり公園 ・みどり公園 等	・0123-33-3131 (内線2422) ・kensetsukanri01@city.eniwa.hokkaido.jp (恵庭市建設部管理課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/eniwa/reiki_m_snu.html">https://www1.g-reiki.net/eniwa/reiki_m_snu.html</a>

222	北海道釧路市	ホッカイドウシロシ	釧路市千代ノ浦マリ ンパーク条例	第3条第 10項	千代ノ浦マリ ンパークにお けるドロー ンの飛行は 原則禁止。た だし、市長の 許可を受けた 場合に限り、 飛行させる ことが可能。 〔市長がパ ークの管理 上特に必要 と認めて禁 止する事項 〕に該当	<a href="https://goo.gl/maps/wx2Ki8hVzYkhQe6T8">https://goo.gl/maps/wx2Ki8hVzYkhQe6T8</a>	0154-22-0191 su- suisan@city.kushiro.lg.jp 釧路市水産港 湾空 港部水産課	<a href="https://www1.g-reiki.net/kushiro/reiki_honbun/r355RG00000978.html">https://www1.g-reiki.net/kushiro/reiki_honbun/r355RG00000978.html</a>
223	北海道釧路市	ホッカイドウシロシ	釧路市都市公園 条例	第4条第 10号	都市公園にお けるドロー ン飛行は原 則禁止。た だし、商業 用に飛行さ せる場合 で、市長の 許可を受け た場合に 限り、飛行 させること が可能。〔 市長が公 園管理上 特に必要 と認めて 禁止する 事項〕に 該当	都市公園	・0154-31-4557 ・ko- ryokukakanri@city.kushiro.lg.jp (釧路市公園 緑地課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/kushiro/reiki_honbun/r355RG00000628.html">https://www1.g-reiki.net/kushiro/reiki_honbun/r355RG00000628.html</a>
224	北海道砂川市	ホッカイドウス ナガワシ	砂川市都市公園 条例	第5条	公園におい て、次に掲 げる行為を してはなら ない。た だし、法第 5条第1項 、法第6条 第1項若し くは第3項 又は第3条 第1項若し くは第3項 の許可に係 るものにつ いては、こ の限りで ない。 (1) 公園を 損傷し、又 は汚損す ること。 (5) 立入禁 止区域に 立ち入る こと。 (7) 前各号 のほか、市 長が公園 の管理上 特に必要 と認め、禁 止すること。	市内の都市公園 (砂川市都市公園 条例別表第1(第 2条関係)参照)	電話番号:0125- 54-2121 メールアドレス:d- iji@city.sunagawa.lg.jp (砂川市土木課)	<a href="http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/d1w/reiki/352901010012000000MH/352901010012000000MH.html">http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/d1w/reiki/352901010012000000MH/352901010012000000MH.html</a>
225	北海道砂川市	ホッカイドウス ナガワシ	砂川市都市公園 条例	第5条	公園におい て、次に掲 げる行為を してはなら ない。た だし、法第 5条第1項 、法第6条 第1項若し くは第3項 又は第3条 第1項若し くは第3項 の許可に係 るものにつ いては、こ の限りで ない。 (1) 公園を 損傷し、又 は汚損す ること。 (5) 立入禁 止区域に 立ち入る こと。 (7) 前各号 のほか、市 長が公園 の管理上 特に必要 と認め、禁 止すること。	市内の都市公園 (砂川市都市公園 条例別表第1(第 2条関係)参照)	電話番号:0125- 54-2121 メールアドレス:d- iji@city.sunagawa.lg.jp (砂川市土木課)	<a href="http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/d1w/reiki/352901010012000000MH/352901010012000000MH.html">http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/d1w/reiki/352901010012000000MH/352901010012000000MH.html</a>
226	北海道苫小牧市	ホッカイドウト マコマイシ	苫小牧市都市公園 条例	第3条第 6項	苫小牧市が 管理する全 公園でド ローンの使 用を原則禁 止。なお、 イベント等 でドロー ンを使用す る場合は、 許可が必 要。 〔他人に危 害を及ぼす おそれある 行為又は他 人の迷惑に なる行為を すること。〕 に該当	苫小牧市が管理 する全公園	・0144-32-6509 苫小牧市都市 建設部緑地 公園課 公園維持係	<a href="http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/koen/deron.html">http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/koen/deron.html</a> (公園でのド ローン使用 の禁止につ いて)
227	北海道東神楽町	ホッカイドウヒ ガシカグラ チョウ	東神楽町都市公園 条例	第3条第 1項第2 号 第6条第 1項	都市公園にお いて業とし て写真を撮 影する際 は許可が必 要。  公園の利用 が危険であ ると認めら れる場合は 利用者の危 険を防止す るため、区 域を定めて 公園の利用 を禁止又は 制限可能。	東神楽町内都市 公園	0166-83-2112 soumu@town.higashikagura.lg.jp 東神楽町総務課	<a href="https://www.town.higashikagura.lg.jp/reiki_int/r/eiki_honbun/a104RG00000333.html">https://www.town.higashikagura.lg.jp/reiki_int/r/eiki_honbun/a104RG00000333.html</a>
228	北海道東神楽町	ホッカイドウヒ ガシカグラ チョウ	東神楽森林公園 条例	第6条第 1項第2 号 第9条第 1項	森林公園にお いて業とし て写真を撮 影する際 は許可が必 要。  森林公園の 利用が危険 であると認め られる場合 は利用者の 危険を防止 するため、 区域を定め て森林公園 の利用を禁 止又は制限 可能。	東神楽森林公園	0166-83-2112 soumu@town.higashikagura.lg.jp 東神楽町総務課	<a href="https://www.town.higashikagura.lg.jp/reiki_int/r/eiki_honbun/a104RG00000376.html">https://www.town.higashikagura.lg.jp/reiki_int/r/eiki_honbun/a104RG00000376.html</a>



229	北海道東神楽町	ホッカイドウヒガシカグラチョウ	東神楽農村公園条例	第6条第1項第2号 第9条第1項	農村公園において業として写真を撮影する際は許可が必要。  農村公園の利用が危険であると認められる場合は利用者の危険を防止するため、区域を定めて農村公園の利用を禁止又は制限可能。	東神楽農村公園	0166-83-2112 soumu@town.higashikagura.lg.jp 東神楽町総務課	<a href="https://www.town.higashikagura.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/a104RG00000375.html">https://www.town.higashikagura.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/a104RG00000375.html</a>
230	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高町公園条例	第3条	公園内において、競技会、展示会、その他催し、営利を目的とする商行為等を目的としてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめその旨を町長に申請し、使用許可を受けなければならない。	第2条に掲げる公園敷地内	管財建築課 01456-2-6187 地域経済課 01457-6-2084	<a href="https://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000580.html">https://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000580.html</a>
231	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高町営キャンプ場設置及び管理条例	第5条	キャンプ場を使用する者は、この条例及び条例に基づく規則並びにキャンプ場管理職員の指示に従い秩序を乱し、公益を害することのないように使用しなければならない。	第2条に掲げるキャンプ場敷地内	地域経済課 01457-6-2084	<a href="http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000553.html">http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000553.html</a>
232	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高国際スキー場の設置及び管理に関する条例	第8条	(使用の制限) スキー場及び附属施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用をさせないことができる。 (5)「その他使用上支障があると認められるとき。」	第2条に掲げるスキー場敷地内	地域経済課 01457-6-2084	<a href="http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000295.html">http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000295.html</a>
233	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高沙流川パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	第7条	(使用制限) 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、又は停止することができる。 (1)「管理運営上支障があると認められるとき。」	第3条に掲げるパークゴルフ場敷地内	地域経済課 01457-6-2085	<a href="http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000287.html">http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000287.html</a>
234	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高森の広場サッカー場設置及び管理に関する条例	第6条	(使用の制限) 第6条第1項「管理運営上支障があると認められたとき。」により制限。	第2条に掲げるサッカー場敷地内	地域経済課 01457-6-2084	<a href="http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000293.html">http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000293.html</a>
235	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高町営日高テニスコート及び富岡テニスコートの設置及び管理に関する条例	第5条	(使用の制限) 第5条第1項「管理運営上支障があると認められたとき。」により制限。	第2条に掲げるテニスコート敷地内	地域経済課 01457-6-2084	<a href="http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000874.html">http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000874.html</a>
236	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高町営日高球場の設置及び管理に関する条例	第6条	(使用の制限) 第6条第1項「管理運営上支障があると認められたとき。」により制限。	第2条に掲げる球場敷地内	地域経済課 01457-6-2084	<a href="http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000873.html">http://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000873.html</a>
237	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高町町民の森設置条例	第3条	町民の森内において、競技会、展示会、その他催し、営利を目的とする商行為等を目的としてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめその旨を町長に申請し、使用許可を受けなければならない。	第2条に掲げる町民の森内	経済観光課 01456-2-6031 地域経済課 01457-6-2084	<a href="https://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000521.html">https://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000521.html</a>
238	北海道日高町	ホッカイドウヒダカチョウ	日高町ファミリーの森林設置条例	第4条	その他町長がファミリーの森林の管理及び運営に支障があると認められた行為など該当する場合に使用の禁止及び制限。	第2条に掲げるファミリーの森林内	地域経済課 01457-6-2084	<a href="https://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000522.html">https://www.town.hidak.a.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/r341RG00000522.html</a>

239	北海道日高町	ホッカイドウヒダカ チョウ	日高町立健康増進セ ンター門別温泉とねっ この湯設置条例	第6条	(使用の制限) 第6条第3号「管理運営上支障がある と認めるとき。」により制限。	第2条に掲げる温 泉敷地内(屋外露 天風呂有)	住民課 01456-2-6182	<a href="https://www.town.hidak&lt;br/&gt;a.hokkaido.jp/reiki_int/r&lt;br/&gt;eiki_honbun/r341RG000&lt;br/&gt;00392.html">https://www.town.hidak a.hokkaido.jp/reiki_int/r eiki_honbun/r341RG000 00392.html</a>
240	北海道日高町	ホッカイドウヒダカ チョウ	日高町富川東防災広 場の設置及び管理に関 する条例	第4条	防災の訓練及び啓発事業などを公共 的団体等が行う場合のみ使用の許可 が可能。	第2条に掲げる敷 地内	総務課 01456-2-5131	<a href="https://www.town.hidak&lt;br/&gt;a.hokkaido.jp/reiki_int/r&lt;br/&gt;eiki_honbun/r341RG000&lt;br/&gt;00964.html">https://www.town.hidak a.hokkaido.jp/reiki_int/r eiki_honbun/r341RG000 00964.html</a>
241	北海道日高町	ホッカイドウヒダカ チョウ	富川東運動公園の設 置及び管理等に関する 条例	第6条	(使用の制限) 第6条第1号「管理運営上支障がある と認めるとき。」により制限。	第2条に掲げる各 敷地内	社会教育課 01456-2-2451	<a href="https://www.town.hidak&lt;br/&gt;a.hokkaido.jp/reiki_int/r&lt;br/&gt;eiki_honbun/r341RG000&lt;br/&gt;00280.html">https://www.town.hidak a.hokkaido.jp/reiki_int/r eiki_honbun/r341RG000 00280.html</a>
242	北海道日高町	ホッカイドウヒダカ チョウ	門別中央パークゴルフ 場の設置及び管理等に 関する条例	第7条	(使用の制限) 第7条第1号「管理運営上支障がある と認めるとき。」により制限。	第2条に掲げる敷 地内	社会教育課 01456-2-2451	<a href="https://www.town.hidak&lt;br/&gt;a.hokkaido.jp/reiki_int/r&lt;br/&gt;eiki_honbun/r341RG000&lt;br/&gt;00289.html">https://www.town.hidak a.hokkaido.jp/reiki_int/r eiki_honbun/r341RG000 00289.html</a>
243	北海道日高町	ホッカイドウヒダカ チョウ	日高町冒険広場の設 置及び管理等に関する 条例	第6条	(使用の制限) 第6条第1号「管理運営上支障がある と認めるとき。」により制限。	第2条に掲げる敷 地内	社会教育課 01456-2-2451	<a href="https://www.town.hidak&lt;br/&gt;a.hokkaido.jp/reiki_int/r&lt;br/&gt;eiki_honbun/r341RG000&lt;br/&gt;00291.html">https://www.town.hidak a.hokkaido.jp/reiki_int/r eiki_honbun/r341RG000 00291.html</a>
244	北海道日高町	ホッカイドウヒダカ チョウ	日高町広富スキー場の 設置及び管理等に関する 条例	第6条	(使用の制限) 第6条第1号「管理運営上支障がある と認めるとき。」により制限。	第2条に掲げる敷 地内	社会教育課 01456-2-2451	<a href="https://www.town.hidak&lt;br/&gt;a.hokkaido.jp/reiki_int/r&lt;br/&gt;eiki_honbun/r341RG000&lt;br/&gt;00297.html">https://www.town.hidak a.hokkaido.jp/reiki_int/r eiki_honbun/r341RG000 00297.html</a>
245	北海道日高町	ホッカイドウヒダカ チョウ	日高町富川テニス コートの設置及び管理 に関する条例	第5条	(使用の制限) 第5条第1号「管理運営上支障がある と認めるとき。」により制限。	第2条に掲げる敷 地内	社会教育課 01456-2-2451	<a href="https://www.town.hidak&lt;br/&gt;a.hokkaido.jp/reiki_int/r&lt;br/&gt;eiki_honbun/r341RG000&lt;br/&gt;00875.html">https://www.town.hidak a.hokkaido.jp/reiki_int/r eiki_honbun/r341RG000 00875.html</a>
246	北海道日高町	ホッカイドウヒダカ チョウ	日高町富川球場の設 置及び管理等に関する 条例	第6条	(使用の制限) 第6条第1号「管理運営上支障がある と認めるとき。」により制限。	第2条に掲げる敷 地内	社会教育課 01456-2-2451	<a href="https://www.town.hidak&lt;br/&gt;a.hokkaido.jp/reiki_int/r&lt;br/&gt;eiki_honbun/r341RG000&lt;br/&gt;00872.html">https://www.town.hidak a.hokkaido.jp/reiki_int/r eiki_honbun/r341RG000 00872.html</a>
247	三重県伊勢市	ミエケンイセシ	伊勢市都市公園条例	第4条第 8号	都市公園内において、ドローンの飛行 を禁止。「危険のおそれある行為をす ること」に該当)市長が必要と認める場 合は、飛行させることが可能。	市内の都市公園	・0596-21-5589 ・iji@city.ise.mie.jp (伊勢市都市整備 部維持課)	<a href="http://reikisyu.city.ise.&lt;br/&gt;mie.jp/ise/reiki_honbun&lt;br/&gt;/r329RG00000418.html">http://reikisyu.city.ise. mie.jp/ise/reiki_honbun /r329RG00000418.html</a>
248	宮崎県宮崎市	ミヤザケンミヤ ザキシ	宮崎市都市公園条例	第4条第 1項第8号	ドローンの飛行は、原則禁止。 「騒音又は大声を発する等他人の迷 惑になる行為をすること。」に該当。 ただし、市長が特別の場合(報道、防 災、公的使用等)があると認める場合 は、飛行させることが可能。	橘公園、宮崎中 央公園、大坪地 公園、大淀川市 民緑地、阿波岐 原森林公園外	0985-21-1814 30kouen@city.miy azaki.miyazaki.jp (宮崎市公園緑地 課)	<a href="http://www10.e-&lt;br/&gt;reikin.jp/opensearch/&lt;br/&gt;SrFeF01/init?jctcd=8A&lt;br/&gt;91AC49CB">http://www10.e- reikin.jp/opensearch/ SrFeF01/init?jctcd=8A 91AC49CB</a>

249	宮崎県宮崎市	ミヤザケンミヤザキシ	宮崎市都市公園以外の公園に関する条例	第10条で準用する宮崎市都市公園条例第4条第1項第8号	ドローンの飛行は、原則禁止。「騒音又は大声を発する等他人の迷惑になる行為をすること。」に該当。ただし、市長が特別の場合(報道、防災、公的使用等)があると認める場合は、飛行させることが可能。	宮崎市都市公園以外の公園に関する条例第2条の公園	0985-21-1814 30kouen@city.miyazaki.miyazaki.jp (宮崎市公園緑地課)	<a href="http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A91AC49CB">http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A91AC49CB</a>
250	宮崎県宮崎市	ミヤザケンミヤザキシ	宮崎市農村公園条例	第3条8号	ドローンの飛行は、原則禁止。「騒音又は大声を発する等他人の迷惑になる行為をすること。」に該当。ただし、市長が特別の場合(報道、防災、公的使用等)があると認める場合は、飛行させることが可能。	宮崎市農村公園条例別表第1(第2条関係)の農村公園	【宮崎市佐土原町の農村公園】 0985-73-1114 34sangyo-u@city.miyazaki.miyazaki.jp (宮崎市佐土原農林建設課) 【宮崎市田野町の農村公園】 0985-86-1114 36sangyo-u@city.miyazaki.miyazaki.jp	<a href="http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A91AC49CB">http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A91AC49CB</a>
251	宮崎県宮崎市	ミヤザケンミヤザキシ	宮崎市児童遊園地条例	第3条第3号	児童遊園において、ドローンの飛行は原則禁止。「その他入園中の児童の健全な遊びを阻害し、又は危険を及ぼすような行為をすること。」に該当。ただし、市長が特に必要があると認める場合(報道、防災、公的使用等)は、飛行させることが可能。	宮崎市児童遊園地条例第2条の児童遊園地	0985-21-1765 10jidou02@city.miyazaki.miyazaki.jp (宮崎市子育て支援課)	<a href="http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A91AC49CB">http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A91AC49CB</a>
252	宮崎県宮崎市	ミヤザケンミヤザキシ	宮崎市運動広場条例	第10条第2号	運動広場においては、ドローンを飛行させる者の入場を拒否し、若しくは制限し、又は退場を命じる。「他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者」に該当。 【例外なし】	宮崎市運動広場条例別表(第2条関係)の運動広場	0985-20-5151 17kankou@city.miyazaki.miyazaki.jp (宮崎市スポーツランド推進課)	<a href="http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A91AC49CB">http://www10.e-reikin.jp/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A91AC49CB</a>
253	山口県山口市	ヤマグチケンヤマグチシ	新山口駅北口交通広場設置及び管理条例	第5条第1項第6号	広場の管理上支障を及ぼすおそれがあるので協議を要する。	新山口駅北口交通広場	083-934-2936 toshiseibi@city.yamaguchi.lg.jp (山口市都市整備課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/vamaguchi/reiki_honbun/r245RG0000_0983.html">https://www1.g-reiki.net/vamaguchi/reiki_honbun/r245RG0000_0983.html</a>
254	山口県山口市	ヤマグチケンヤマグチシ	新山口駅南北自由通路設置及び管理条例	第5条第1項第11号	通路の管理または鉄道事業者の業務に支障を及ぼすおそれがあるので協議を要する。	新山口駅南北自由通路	083-934-2936 toshiseibi@city.yamaguchi.lg.jp (山口市都市整備課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/vamaguchi/reiki_honbun/r245RG0000_0939.html">https://www1.g-reiki.net/vamaguchi/reiki_honbun/r245RG0000_0939.html</a>
255	山口県山口市	ヤマグチケンヤマグチシ	山口市都市公園条例	第5条第1項第9号	都市公園の管理に支障がある行為をすることは原則禁止。	都市公園内	083-934-2832 toshiseibi@city.yamaguchi.lg.jp (山口市都市整備課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/vamaguchi/reiki_honbun/r245RG0000_0527.html">https://www1.g-reiki.net/vamaguchi/reiki_honbun/r245RG0000_0527.html</a>
256	山口県山口市	ヤマグチケンヤマグチシ	山口市公園等設置及び管理条例	第4条第1項第9号	公園等の管理に支障がある行為をすることは原則禁止。	右記の条例中、別表第1参照	083-934-2832 toshiseibi@city.yamaguchi.lg.jp (山口市都市整備課)	<a href="https://www1.g-reiki.net/vamaguchi/reiki_honbun/r245RG0000_0529.html">https://www1.g-reiki.net/vamaguchi/reiki_honbun/r245RG0000_0529.html</a>

257	山梨県甲府市	ヤマナシケン コウフシ	甲府市都市公園条例	第4条 第1項 第8号	公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。	都市公園	055-223-6101 tosikoen@city.kofu.lg.jp	<a href="https://www1.g-reiki.net/kofu/reiki_honbun/e602RG00000426.html">https://www1.g-reiki.net/kofu/reiki_honbun/e602RG00000426.html</a>
258	和歌山県	ワカヤマケン	和歌山県都市公園条例	第6条	和歌山県営の都市公園及び都市公園施設における無人飛行機(ドローン。カメラ搭載型マルチコプター、ラジコンヘリ等)の飛行を禁止。ただし、有料公園施設においては、使用できる場合があるので、各管理事務所に確認。	<a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/pr/efg/080900/kouen/kouen.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/pr/efg/080900/kouen/kouen.html</a>	和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 ・073-441-3231 ・e0809001@pref.wakayama.lg.jp	<a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/kouen/kouen_d/fil/to-shikouenzyourei.pdf">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/kouen/kouen_d/fil/to-shikouenzyourei.pdf</a>
259	和歌山県	ワカヤマケン	和歌山県港湾施設管理条例	第3条	港湾施設の使用を妨げる行為として禁止している。ただし、公共事業等においては、使用できる場合があるので、各港湾を管理している振興局建設部に確認すること。	<a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/pr/efg/080500/kowan/index.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/pr/efg/080500/kowan/index.html</a>	和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 ・073-441-3154 ・e0824001@pref.wakayama.lg.jp	<a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00000927.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00000927.html</a>
260	和歌山県太地町	ワカヤマケンタイ ジチョウ	鯨類追込網漁業を行う地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	第3条第1項	鯨類追込網漁業期間として町長が定めた期間内において、対象地域の上空において小型無人機を飛行させてはならない。	畠尻湾の海域及びその周囲50メートル	0735-59-2335 (産業建設課)	